

附属書一（第三章関係） 第十四条に関する表

第一部 一般的注釈

1 第十四条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

- (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
- (b) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (c) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (d) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から

ら行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e) 表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十三回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f) 日本国の表の4欄に「B12\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従って、撤廃する。

(g) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って、引き下げる。

(i) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(j) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。

(k) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、いかなる約束（関税の撤廃、引下げ等）の対象からも除外される。

- 2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇二〇三・一九号、第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第〇二〇六・四九号、第〇七〇三・一〇号、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号、第一六〇二・四九号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一三号及び第七四〇三・一九号に分類される原産品について課される関税であって、第二部第一節の注釈2(b)又は第二部第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 3 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 4 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、この部及び第二部については毎年四月一日に行い、この部及び第三部に  
ついては毎年一月一日に行う。

6 この部及び第二部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日を開始する十二箇月の期間をいう。

7 この部及び第三部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日を開始する十二箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未

満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

## 第二部

### 第一節 日本国の表についての注釈

次の1から11までの規定に定める条件は、チリから輸入されるチリの原産品であつて、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 関税割当ては、次の規定に従つて行う。

- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
  - (i) 一年目については、千三百メートル・トン
  - (ii) 二年目については、千九百五十メートル・トン
  - (iii) 三年目については、二千六百メートル・トン
  - (iv) 四年目については、三千二百五十メートル・トン
  - (v) 五年目については、四千メートル・トン
- (b) 一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 一年目及び二年目については、三十四・六パーセント
  - (ii) 三年目、四年目及び五年目については、三十・八パーセント
  - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
  - (d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
  - (e) この1の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。
- 2 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
    - (i) 一年目については、三万二千メートル・トン
    - (ii) 二年目については、三万八千七百五十メートル・トン

- (iii) 三年目については、四万五千五百メートル・トン
  - (iv) 四年目については、五万二千二百五十メートル・トン
  - (v) 五年目については、六万メートル・トン
- (b) 一年目から五年目までの枠内税率は、次のとおりとする。
- (i) 表の2欄に一個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三・五三円以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。表の2欄に一個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三・五三円を超え、五百三十五・五三円を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五・五三円と課税価格との差額とする。表の2欄に一個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五・五三円を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。
  - (ii) 表の2欄に二個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七・一五円を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき

五百七十七・一五円と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。表の2欄に二個の星印（\*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七・一五円を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(iii) 表の2欄に三個の星印（\*\*\*）を付した品目に分類される原産品については、十六・〇パーセントとする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e) この2の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入され、表の2欄に一個の星印（\*）又は二個の星印（\*\*）を付した品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適



用しない。

3 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
  - (i) 一年目については、六百メートル・トン
  - (ii) 二年目については、六百三十七メートル・トン
  - (iii) 三年目については、六百七十五メートル・トン
  - (iv) 四年目については、七百十二メートル・トン
  - (v) 五年目については、七百五十メートル・トン
- (b) 表の2欄に一個の星印（\*）を付した品目に分類される原産品については、一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。
  - (A) 一年目及び二年目については、十一・五パーセント
  - (B) 三年目、四年目及び五年目については、七・六パーセント
- (ii) 表の2欄に二個の星印（\*\*）を付した品目に分類される原産品については、一年目から五年目ま

での枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

- (A) 一年目及び二年目については、十九・一パーセント
  - (B) 三年目、四年目及び五年目については、十二・七パーセント
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
  - (d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
  - 4 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
  - 5 関税割当ては、次の規定に従って行う。
    - (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
    - (i) 一年目については、三千五百メートル・トン

- (ii) 二年目については、四千メートル・トン
  - (iii) 三年目については、四千五百メートル・トン
  - (iv) 四年目については、五千メートル・トン
  - (v) 五年目については、五千五百メートル・トン
- (b) 一年目から五年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 一年目及び二年目については、十・七パーセント
  - (ii) 三年目、四年目及び五年目については、八・五パーセント
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6 両締約国は、三年目において、第十四条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項に

ついて交渉する。

7 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

8 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、三千七百メートル・トン

(ii) 二年目については、三千九百メートル・トン

(iii) 三年目については、四千百メートル・トン

(iv) 四年目については、四千三百メートル・トン

(v) 五年目については、五千メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸

入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分について

は、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十四条3の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量を適用する。

9 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十九・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

10 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から十七・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

11 関税については、基準税率から無税までの次の規定に従った引下げにより、撤廃する。

(a) この協定の効力発生の日から十三・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十・二五円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(b) 二年目の初日から十二・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より

- 高いとき又は一リットルにつき三十三・五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (c) 三年目の初日から十一・五パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十六・七五円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (d) 四年目の初日から十・四パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (e) 五年目の初日から九・二パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (f) 六年目の初日から八・一パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (g) 七年目の初日から六・九パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (h) 八年目の初日から五・八パーセント(その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率)

- (i) 九年目の初日から四・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）
- (j) 十年目の初日から三・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）
- (k) 十一年目の初日から二・三パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）
- (l) 十二年目の初日から一・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五・〇〇円の従量税率より高いときは、当該従量税率）
- (m) 十三年目の初日から無税

第二節 日本国の表

関税率表番号	1	品名	基準税率	3
			区分	4
			注釈	5

<p>○一〇一・九〇</p>	<p>動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの</p> <p>馬</p> <p>サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ろ馬、ら馬及びヒニー</p> <p>その他のもの</p> <p>軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>X A A A X A A</p>
<p>○一〇一・一〇</p>	<p>動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの</p> <p>馬</p> <p>サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ろ馬、ら馬及びヒニー</p> <p>その他のもの</p> <p>軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>X A A A X A A</p>



<p>第二類</p> <p>○二・〇一 ○二・〇二 ○二〇二・一〇</p>	<p>○一・〇六 ○一・〇五 ○一・〇四 ○一〇三・九二 ○一〇三・九一 ○一〇三・一〇 ○一・〇三 ○一〇三・一〇</p>	<p>肉及び食用のくず肉</p> <p>牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>牛の肉（冷凍したものに限る。）</p> <p>枝肉及び半丸枝肉</p>	<p>ろ馬、ら馬及びヒニー</p> <p>牛（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>水牛</p> <p>その他のもの</p> <p>豚（生きているものに限る。）</p> <p>純粋種の繁殖用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一頭の重量が五〇キログラム未満のもの</p> <p>一頭の重量が五〇キログラム以上のもの</p> <p>羊及びやぎ（生きているものに限る。）</p> <p>家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）</p> <p>その他の動物（生きているものに限る。）</p>	<p>X</p> <p>X</p>	<p>A A A X X A X A A A</p>
---	--	---	---	-------------------	----------------------------

○二〇二・二〇	○二〇二・三〇	○二・〇三	○二〇三・一一	○二〇三・一二	○二〇三・一九	○二〇三・二二	○二〇三・二二
---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	---------

○二〇二・二〇	○二〇二・三〇	○二・〇三	○二〇三・一一	○二〇三・一二	○二〇三・一九	○二〇三・二二	○二〇三・二二
その他の骨付き肉	骨付きでない肉	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）	生鮮のもの及び冷蔵したもの	枝肉及び半丸枝肉	いのししのもの その他のもの	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	いのししのもの その他のもの*
					冷凍したもの	枝肉及び半丸枝肉	いのししのもの その他のもの
					その他のもの	骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	いのししのもの その他のもの*
					その他のもの		その他のもの*
					その他のもの		その他のもの*
					その他のもの		その他のもの*
					その他のもの		その他のもの*

Q	A	X	A	Q	A	X	A	Q	Q
2				2				1	1

〇二〇三・二九	その他のもの いのししのもの その他のもの*
〇二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）
〇二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）
〇二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）
〇二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）
〇二〇六・一一	牛のもの（冷凍したものに限り。）
〇二〇六・一二	舌*
〇二〇六・二九	肝臓* その他のもの ほほ肉及び頭肉 その他のもの 臓器* その他のもの** 豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。） いのししのもの その他のもの 豚のもの（冷凍したものに限り。）
〇二〇六・三〇	

X	A	Q	Q	X	Q	Q	X	A	A	Q	A
		3	3		3	3				2	

○二〇六・四一	○二〇六・八〇	○二〇六・九〇	○二・〇七	○二〇七・一一	○二〇七・一二	○二〇七・一三	○二〇七・一四
---------	---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------

肝臓

いのししのもの

その他のもの

○二〇六・四九

いのししのもの

その他のもの

臓器

その他のもの\*

○二〇六・八〇  
その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○二〇六・九〇  
その他のもの（冷凍したものに限る。）

肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

鶏（ガルス・ドメスティクス）のもの

○二〇七・一一  
分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○二〇七・一二  
分割していないもの（冷凍したものに限る。）

○二〇七・一三  
分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○二〇七・一四  
分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

肝臓

その他のもの

骨付きのもの

R	A	R	R	R	A	A	Q	X	A	X	A
4		4	4	4			2				

○二〇七・二四	七面鳥のもの		
○二〇七・二五	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		
○二〇七・二六	分割してないもの（冷凍したものに限り。）		
○二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		
○二〇七・三二	あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの		
○二〇七・三三	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		
○二〇七・三四	あひるのもの		
○二〇七・三五	その他のもの		
○二〇七・三六	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		
○二〇九・〇〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		
○二〇九・〇〇	あひるのもの		
○二〇九・〇〇	その他のもの		
○二〇九・〇〇	その他のもの（冷凍したものに限り。）		
○二〇九・〇〇	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）		
○二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生		
○二〇九・〇〇	鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。）		
		九・六%	
		九・六%	
A	A A A B 7	A A A A	Q
			5

<p>第三類</p> <p>〇三・〇一</p> <p>〇三〇一・一〇</p>	<p>〇二・一〇</p> <p>〇二一〇・一一</p> <p>〇二一〇・一二</p> <p>〇二一〇・一九</p> <p>〇二一〇・二〇</p> <p>〇二一〇・九一</p> <p>〇二一〇・九二</p> <p>〇二一〇・九三</p> <p>〇二一〇・九九</p>
<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きているものに限る。）</p> <p>観賞用の魚</p> <p>こい及び金魚</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の魚（生きているものに限る。）</p>	<p>肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール</p> <p>豚の肉</p> <p>骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）</p> <p>ばら肉及びこれを分割したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>牛の肉</p> <p>その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）</p> <p>霊長類のもの</p> <p>鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの</p> <p>爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>三・五%</p>	<p>四・二%</p>
<p>A B 5 5</p>	<p>X A B A X X X X 5 5</p>

〇三〇一・九一	<p>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</p> <p>養魚用の稚魚</p> <p>その他のもの</p>				
〇三〇一・九二	<p>うなぎ（アングイルラ属のもの）</p> <p>養魚用の稚魚</p> <p>その他のもの</p>				
〇三〇一・九三	<p>こい</p> <p>養魚用の稚魚</p> <p>その他のもの</p>				
〇三〇一・九九	<p>その他のもの</p> <p>養魚用の稚魚</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p> <p>その他のもの</p>				
		三・五%			
R X	A	B 5	A	X	A
		三・五%			
		B 5			A
4					

〇三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）			
〇三〇二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）			
〇三〇二・一一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）			
〇三〇二・一一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）			
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）			
	ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）			
	その他のもの			
	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）			
〇三〇二・一九	その他のもの			
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらを除く。）			
		三・五%		
			三・五%	
	R R R	B	B	
	4 4 4	10	10	



○三〇二・二一	ハリバット (レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)		
○三〇二・二二	プレイス (プレウロネクテス・プラテサ)		三・五%
○三〇二・二三	ソール (ソレア属のもの)		三・五%
○三〇二・二九	その他のもの		三・五%
	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス) (肝臓、卵及びしらを除く。)		
○三〇二・三一	びんながまぐろ (トウヌス・アラルンガ)	X	
○三〇二・三二	きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)	X	
○三〇二・三三	かつお	X	
○三〇二・三四	めばちまぐろ (トウヌス・オベス)	X	
○三〇二・三五	くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)	X	
○三〇二・三六	みなみまぐろ (トウヌス・マツコイ)	X	
○三〇二・三九	その他のもの	X	
○三〇二・四〇	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)	X	
○三〇二・五〇	コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)	X	
○三〇二・六一	その他の魚 (肝臓、卵及びしらを除く。)		
	いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディ		



〇三〇二・七〇	肝臓、卵及びしらこ					
	にしん（クルペア属のもの）の卵					五・六%
	たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵					R X B
	その他のもの					5
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）					
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）					
〇三〇三・一一	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）					R
〇三〇三・一九	その他のもの					4
	ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）					三・五%
	その他のもの					R B
〇三〇三・二一	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）					10
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）					三・五%
〇三〇三・二二	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）					R B
〇三〇三・二九	その他のもの					4
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、さきうしのした科、スコフ					R R B
						4 4

○三〇三・三一	タルミダエ科又はこけびらめ科のもの。 肝臓、卵及びしらこを除く。)		
○三〇三・三二	ハリバット (レインハルトティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)		
○三〇三・三三	プレイス (プレウロネクテス・プラテサ)		
○三〇三・三九	ソール (ソレア属のもの)		
	その他のもの		
	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス) ・ペラミス)		
	(肝臓、卵及びしらこを除く。)		
○三〇三・四一	びんながまぐろ (トウヌス・アラルンガ)		
○三〇三・四二	きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)		
○三〇三・四三	かつお		
○三〇三・四四	めばちまぐろ (トウヌス・オベス)		
○三〇三・四五	くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)		
○三〇三・四六	みなみまぐろ (トウヌス・マツコイ)		
○三〇三・四九	その他のもの		
○三〇三・五〇	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。 肝臓、卵及びしらこを除く。)		
○三〇三・六〇	コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。 肝臓、卵及びしらこを除く。)		
	その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)		
		X	
		X	
		X	
		X	
		X	
		X	
		X	
		X	
		X	
		X	
			三・五%
			三・五%
			三・五%
			三・五%
			三・五%
		B	B
		5	5
		B	B
		5	5

○三〇三・七一	いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)		
	サルディノプス属のもの		
	その他のもの		
○三〇三・七二	ハドック(メラノグララムス・アイグレイヌス)		
○三〇三・七三	コールドフィッシュ(ポルラククス・ヴィレンス)		
○三〇三・七四	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)		
○三〇三・七五	さめ		
○三〇三・七六	うなぎ(アングイルラ属のもの)		
○三〇三・七七	シーバス(ディケントラルクス・ラブラククス及びディケントラルクス・ピンクタトウス)		
○三〇三・七八	ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)		
	メルルシウス属のもの		
	ウロフュキス属のもの		
○三〇三・七九	その他のもの		
	にしん(カルペア属のもの)、たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)		
		三・五%	X
		三・五%	B 5
		三・五%	B 5
		二・五%	B 10
			X
		三・五%	B 5
		三・五%	B 5
		三・五%	X
			B 5

	<p>その他のもの  バラクーダ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及び  たい  ししやも  その他のもの  かじき  さわら及びたちうお  めろ（デイソステイクス属のもの）  その他のもの</p>		二 ・ 八 %	二 %
〇三〇三・八〇	<p>肝臓、卵及びしらこ  にしん（クルペア属のもの）の卵  たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵  その他のもの</p>	四 %	B 5	R X
〇三・〇四	<p>魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）</p>			
〇三〇四・一〇	<p>生鮮のもの及び冷蔵したもの  フィレ  にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、</p>			
				4

<p>あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま (コロラビス属のもの)、くろまぐろ (トウヌス・テイヌス) 及びみなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)</p>	<p>その他のもの</p>	<p>三・五%</p>	<p>X</p>	<p>B 10</p>
<p>にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディオノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの)、さんま (コロラビス属のもの)、くろまぐろ (トウヌス・テイヌス) 及びみなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)</p>	<p>その他のもの</p>	<p>X</p>		
<p>バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい</p>	<p>その他のもの</p>	<p>二%</p>	<p>R</p>	<p>B 5</p>
<p>冷凍したファイル</p>			<p>4</p>	

〇三〇四・九〇

まぐろ（トウヌス属のもの）及びかじき

その他のもの

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）、みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）及びいとより（すり身のものに限る。）

その他のもの

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びた

い

さめ

ししやも

その他のもの

さわら

ふぐ

その他のもの

魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、

〇三・〇五

三・五%

B X  
5 10

二%

B  
5

二・八%

B  
5

三・五%  
三・五%

B B  
7 5

R

R

4 4



〇三〇五・四一	<p>ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p> <p>魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p> <p>魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p> <p>にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）</p> <p>さけ科のもの卵</p> <p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</p> <p>こんぶかずのこ</p> <p>その他のもの</p> <p>魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）</p> <p>さけ科のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p> <p>その他のもの</p> <p>くん製した魚（フィレを含む。）</p> <p>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ</p>	八・四%	B 7	4
〇三〇五・三〇	<p>さけ科のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p> <p>その他のもの</p> <p>くん製した魚（フィレを含む。）</p> <p>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ</p>	一〇%	A B 7	4
〇三〇五・四一	<p>さけ科のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルデイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p> <p>その他のもの</p> <p>くん製した魚（フィレを含む。）</p> <p>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ</p>	一〇・五%	B 7	4

○三〇五・四二	○三〇五・四九	○三〇五・五一	○三〇五・五九	○三〇五・六一	○三〇五・六二	○三〇五・六三	○三〇五・六九
その他のもの	その他のもの	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	その他のもの	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエンングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	その他のもの	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	かたくちいわし（エンングラウリス属のもの）	その他のもの	その他のもの	さけ科のもの
一〇%	一〇%		X	B 7	B 7	R	R
						4	4

○三・〇六	<p>その他のもの</p> <p>甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>	X
○三〇六・一一	<p>冷凍したもの</p> <p>いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）</p>	A
○三〇六・一二	<p>ロブスター（ホマルス属のもの）</p>	A
○三〇六・一三	<p>シュリンプ及びプロン</p>	A
○三〇六・一四	<p>かに</p>	R
○三〇六・一九	<p>その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p>	A
	<p>えび</p>	A
	<p>その他のもの</p>	B
	<p>冷凍していないもの</p>	七%
○三〇六・二二	<p>いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p>	A
		4

○三〇六・二二	その他のもの ロブスター（ホマルス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	四%	B	5
○三〇六・二三	シュリンプ及びプローン 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	四%	B	5
○三〇六・二四	かに	四%	R	B
○三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの えび その他のもの その他のもの えび その他のもの	七%	B	7
○三〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） 水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） 並びに水棲無脊椎動物（甲殻類	一〇%	B	7
		四%	B	5
		七%	B	7
			A	
			R	B
			B	5
			B	5
			A	
			B	5
			B	5
			4	

○三〇七・一〇	を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) かき
○三〇七・二一 ○三〇七・二九	スキヤロップ(ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。) 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの
○三〇七・三一 ○三〇七・三九	い貝(ミユティルス属又はペルナ属のもの) 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの 冷凍したもの その他のもの
○三〇七・四一 ○三〇七・四九	いか(セピア・オフイキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオテイウチス属のもの) 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの たこ(オクトプス属のもの) 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの 冷凍したもの その他のもの
○三〇七・五一 ○三〇七・五九	その他のもの
一〇% B 7	
五% B 7	
五% B 7	
X	
X	
R	
七% B 10	
R	
X	
X	
R	
4	
4	
4	

〇三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲 <sup>せい</sup> のものを除く。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの その他のもの	一〇%	七%	B 7	B 7	
〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） 貝柱及びいか その他のもの はまぐり その他のもの 赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび くらげ その他のもの あさり及びしじみ その他のもの 軟体動物 その他のもの	七%	七%	R	R	4
〇三〇七・九九	その他のもの	七%	七%	B 7	X	

---



---

冷凍したもの  
 貝柱及びいか  
 うに、くらげ及びなまこ  
 うに  
 くらげ  
 その他のもの  
 その他のもの  
 はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）  
 その他のもの

その他のもの  
 あわび、あさり及びしじみ  
 その他のもの  
 その他のもの  
 貝柱及びいか  
 うに、くらげ及びなまこ  
 うに  
 くらげ  
 その他のもの  
 その他のもの  
 はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）  
 その他のもの

---

			七%						七%	七%	七%	
R	R	B 7	R	X	X	R	R	R	B 10	B 7	B 15	X
4	4		4			4	4					

---

	<p>はまぐり（乾燥したものに限る。） その他のもの</p>		X R	4
<p>第四類 ○四・〇一 ○四・〇二</p>	<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。） 砂糖その他の甘味料を加えてないもの その他のもの 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの 加圧容器入りにしたホイップドクリーム その他のもの その他のもの 脂肪分が全重量の八%を超えるもの</p>		X X R X X X X	4
<p>○四〇二・一一 ○四〇二・一二 ○四〇二・二九 ○四〇二・九一 ○四〇二・九九</p>				



	<p>加圧容器入りにしたホイップドクリーム</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	X X R	4
○四・〇三	<p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p>		
○四〇三・一〇	<p>ヨーグルト</p> <p>冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フロローズンヨーグルトを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	X R X	4
○四〇三・九〇	<p>その他のもの</p>	X	
○四・〇四	<p>ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	X X	
○四・〇五	<p>ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド</p>	X	
○四・〇六	<p>チーズ及びカード</p>		
○四〇六・一〇	<p>フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード</p>	X	
○四〇六・二〇	<p>おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類は問わない。）</p>	X	
○四〇六・三〇	<p>プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）</p>	X	

○四〇六・四〇	ブルーベインドチーズ							
○四〇六・九〇	その他のチーズ							
○四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）							
	ふ化用のもの							
	その他のもの							
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）							
	卵黄							
○四〇八・一一	乾燥したもの							
○四〇八・一九	その他のもの							
○四〇八・九一	その他のもの 乾燥したもの							
		一八・八%	B 15					
		二〇%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15					
					R A			R X
						4		6

○四〇八・九九	その他のもの	二一・三%	B	15
○四〇九・〇〇 ○四一〇・〇〇	天然はちみつ 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	（その率が一 キログラムに つき五一円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	A	R
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		A	
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉		A	
第七類	食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵	三%	A	B
○七・〇三			5	
4				

○七〇三・一〇	したものに限り。 たまねぎ及びシャロット たまねぎ 課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	一キログラム につき、課税 価格と七三円 七〇銭との差 額（その率が 八・五％の従 価税率より高 いときは、当 該従価税率）	B 15
○七〇三・二〇	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの シャロット	三％	A A
○七〇三・九〇	にんにく リーキその他のねぎ属のもの	三％	B B
○七・〇四	その他のもの キヤベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食 用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	三％	A A

○七・〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	A
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A
○七〇九・一〇	アーティチョーク	A
○七〇九・二〇	アスパラガス	A
○七〇九・三〇	なす	B
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）	A
○七〇九・五一	きのこ及びトリフ	A
○七〇九・五二	きのこ（はらたけ属のもの）	A
○七〇九・五九	トリフ	A
	その他のもの	A
	まつたけ	A
	その他のもの	A
	しいたけ	X
	その他のもの	A

三  
%

〇七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実		
〇七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草		
〇七〇九・九〇	その他のもの		
	スイートコーン		
	その他のもの		
〇七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）		
〇七一〇・一〇	ばれいしょ		
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）		
〇七一〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）		
〇七一〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
〇七一〇・二九	その他のもの		
	えだ豆		
	その他のもの		
〇七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草		
〇七一〇・四〇	スイートコーン		
〇七一〇・八〇	その他の野菜		
	ごぼう		
	その他のもの		
〇七一〇・九〇	野菜を混合したもの		
	スイートコーンを主成分とするもの		
		一〇・六%	B 7
		六%	B 5
		一二%	B 10
		一〇・六%	B 7
		六%	B 5
		八・五%	B 7
		六%	B 5
		八・五%	B 7
		八・五%	B 7
		八・五%	B 7
		六%	A
		六%	B 5
		三%	B 5

〇七・一一	その他のもの 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	六%	B	5
〇七一一・二〇	オリーブ	四・五%	B	7
〇七一一・三〇	ケーパー	七・五%	B	7
〇七一一・四〇	きゅうり及びびガーキン	九%	B	7
	きのこと及びトリフ			
〇七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B	7
〇七一一・五九	その他のもの		A	
〇七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび なす らっきょう及びわらび その他のもの ごぼう その他のもの なす その他のもの	六% 六% 一・二%	B B	5 15 10
〇七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製し	九%	B	7
	その他のもの	九%	B	15

〇七二・二〇	たまねぎ					九%	B	15
〇七二・三一	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ					九%	B	7
〇七二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）						A	
〇七二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）						A	
〇七二・三九	その他のもの しいたけ						A	X
〇七二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの スイートコーン 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 <sup>は</sup> 用に適するようしたもの その他のもの その他のもの ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。） その他のもの						A	
						一〇%	B	10
							B	7



〇七・二三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	たけのこ	七・五%	B7
〇七・二三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 <sup>は</sup> に適する ようにしたもの その他のもの 播種用 <sup>は</sup> のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの	その他のもの	九%	B7
〇七・二三・二〇	ひよこ豆 ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
〇七・二三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）			
〇七・二三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）			
〇七・二三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 <sup>は</sup> に適する ようにしたもの その他のもの 播種用 <sup>は</sup> のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところ			
				A
				X A
				A X A
				A

○七二三・三九	<p>により証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種<sup>は</sup>用に適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種<sup>は</sup>用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	X A
○七二三・四〇	ひら豆	A X A
○七二三・五〇	<p>そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種<sup>は</sup>用に適するようになったもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種<sup>は</sup>用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	A
○七二三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種<sup>は</sup>用に適する</p>	X A

<p>ようにしたもの その他のもの</p>	<p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの</p>	<p>〇七・一四</p>
<p>冷凍したもの 飼料用のもの</p>	<p>カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓 カッサバ芋</p>	<p>〇七・一〇</p>
<p>その他のもの その他のもの</p>	<p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p>	<p>一一％</p>
<p>粉又はミールのペレット 飼料用のもの</p>	<p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p>	<p>B 10</p>
<p>その他のもの その他のもの</p>		<p>X</p>
		<p>A</p>
		<p>X</p>
		<p>A</p>
		<p>A</p>

<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八・〇二</p> <p>○八〇二・一一</p> <p>○八〇二・一二</p>	<p>○七一四・二〇</p> <p>○七一四・九〇</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに 限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある かないかを問わない。） アーモンド 殻付きのもの 殻を除いたもの</p>	<p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>かんしょ</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>さといも</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>A A</p> <p>A</p>	<p>九%</p> <p>一二%</p> <p>一〇%</p> <p>一二・八%</p> <p>一二%</p> <p>九%</p> <p>B 7</p> <p>B 10</p> <p>B 7</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 7</p> <p>A</p>
--	-------------------------------	---	---	---------------------	---

○八〇二・二一	へーゼルナット（コリユルス属のもの）
○八〇二・二二	殻付きのもの
○八〇二・二二	殻を除いたもの
○八〇二・三一	くるみ
○八〇二・三一	殻付きのもの
○八〇二・三二	殻を除いたもの
○八〇二・四〇	くり（カスターネア属のもの）
○八〇二・五〇	ピスタチオナット
○八〇二・九〇	その他のもの
○八〇三・〇〇	びんろう子、マカダミアナット及びペカン
○八〇四・一〇	その他のもの
○八〇四・二〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇四・三〇	生鮮のもの
○八〇四・四〇	乾燥したもの
○八〇四・一〇	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴ
○八〇四・二〇	スチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇四・三〇	なつめやしの実
○八〇四・四〇	いちじく
○八〇四・四〇	パイナップル
○八〇四・四〇	アボカド

九・六%	一〇%	一〇%			
A B 15	B 5	B 5	A A		
			4	4	



○八〇七・一九	その他のもの												
○八〇七・二〇	パイヤ												
○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）												
○八〇八・一〇	りんご												
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ												
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）												
○八〇九・一〇	あんず												
○八〇九・二〇	さくらんぼ												
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）												
○八〇九・四〇	プラム及びスロー												
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）												
○八一〇・一〇	ストロベリー												
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー												
○八一〇・三〇	ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー												
○八一〇・四〇	克蘭ベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実												
○八一〇・五〇	キウイフルーツ												
○八一〇・六〇	ドリアン												
○八一〇・九〇	その他のもの ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし												

			六・四%																				
	A	A	B	A	A	A	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B

〇八・一一	その他のもの 冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに 限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	六 %	B 5
〇八一・一〇	ストロベリー 砂糖を加えたもの	九・六 %	B 7
〇八一・二〇	その他のもの ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカラント、ホワ イトカラント、レッドカラント及びグーズベリー	一 二 %	B 10
〇八一・九〇	その他のもの 砂糖を加えたもの パイナップル ベリー サワーチェリー 桃及びなし その他のもの パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペ ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリ モア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッ ションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	七 %	B 7
		六・九 %	B 10
		七 %	B 7
		六・九 %	B 10
		一 二 %	B 10
		六 %	B 10
		七 %	B 7
		六・九 %	B 10
		九・六 %	B 7
		六 %	B 5
			A
			R
			A
			B 10
			B 7
			B 10
			B 10



その他のもの	パイナップル	パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、	ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、	サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフ	ルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ	ム	桃及びなし	その他のもの	〇八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	〇八一二・一〇	〇八一二・九〇	さくらんぼ その他のもの バナナ、オレンジ及びグレープフルーツ その他のもの	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	くり	その他のもの	七%	一二%	一七%	九・六%	R	A	B 7	B 10	B 15	R	A	B 15	4	4
--------	--------	-----------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	---	-------	--------	-------	--	---------	---------	---	--	----	--------	----	-----	-----	------	---	---	-----	------	------	---	---	------	---	---



<p>〇八一四・〇〇</p>	<p>くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）  その他のもの  かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）</p>	<p>六%</p>	<p>A B A 10</p>
<p>第九類  〇九・〇一  〇九〇一・一一  〇九〇一・一二  〇九〇一・二二  〇九〇一・二二  〇九〇一・二二  〇九〇一・九〇  〇九・〇二</p>	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料  コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）  コーヒー（いつたものを除く。）  カフェインを除いてないもの  カフェインを除いたもの  コーヒー（いつたものに限る。）  カフェインを除いてないもの  カフェインを除いたもの  その他のもの  茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）</p>	<p>A A A A</p>	<p>A R R 4 4</p>

○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一七%	B	10
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）			
	くず（飲用に適するものを除く。）	一七%	A	
	その他のもの			
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一七%	B	10
	紅茶	一二%	B	10
	その他のもの	一七%	B	10
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶			
	くず（飲用に適するものを除く。）			
	その他のもの			
	紅茶			
	その他のもの	一七%	A	
○九〇三・〇〇	マテ	六%	B	10
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及び			
	こしょう属のペッパー			
○九〇五・〇〇	バニラ豆			
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花			
○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗 <small>はなぐせ</small> に限る。）			

<p>第一〇類</p> <p>一〇・〇一</p> <p>一〇〇二・〇〇</p> <p>一〇〇三・〇〇</p>	<p>〇九・〇八</p> <p>〇九・〇九</p> <p>〇九・一〇</p> <p>〇九一〇・一〇</p> <p>〇九一〇・二〇</p> <p>〇九一〇・三〇</p> <p>〇九一〇・四〇</p> <p>〇九一〇・五〇</p> <p>〇九一〇・九一</p> <p>〇九一〇・九九</p>
<p>穀物</p> <p>小麦及びメスリン</p> <p>ライ麦</p> <p>大麦及び裸麦</p>	<p>肉づく、肉づく花及びカルダモン類</p> <p>アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー</p> <p>しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料</p> <p>しょうが</p> <p>の</p> <p>塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>サフラン</p> <p>うこん</p> <p>月けい樹の葉及びタイム</p> <p>カレー</p> <p>その他の香辛料</p> <p>この類の注1(b)の混合物</p> <p>その他のもの</p>
	<p>三・六%</p> <p>九%</p>
<p>X A X</p>	<p>A A B A A A A B</p> <p>7 7</p>

一〇〇四・〇〇	オート		
一〇〇・〇五	とうもろこし		
一〇〇五・一〇	播種用のもの	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する ようにしたもの	A
一〇〇五・九〇	その他のもの	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。） その他のもの	A
	飼料用のもの	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	A
	その他のもの		X
	米		X
	グレーンソルガム		A
	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物		
	そば	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する ようにしたもの	A
		一キログラム につき四円五 〇銭	B 10

<p>第一類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p> <p>一一〇二・二〇</p> <p>一一〇二・三〇</p> <p>一一〇二・九〇</p> <p>一一・〇三</p>	<p>一〇〇八・二〇</p> <p>一〇〇八・三〇</p> <p>一〇〇八・九〇</p>
<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</p> <p>小麦粉及びメスリン粉</p> <p>穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）</p> <p>ライ麦粉</p> <p>とうもろこし粉</p> <p>米粉</p> <p>その他のもの</p> <p>大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉</p> <p>その他のもの</p> <p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p>	<p>その他のもの</p> <p>ミレット</p> <p>カナリーシード</p> <p>その他の穀物</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種<sup>は</sup>用に適する</p> <p>ようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ライ小麦</p> <p>その他のもの</p>
<p>七・五%</p> <p>一一・三%</p>	<p>九%</p>
<p>B 10</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>X</p> <p>B 10</p>	<p>A</p> <p>X</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B 7</p>

一一〇三・一一	ひき割り穀物及び穀物のミール	
一一〇三・一	小麦のもの	
一一〇三・一三	とうもろこしのもの	
一一〇三・一九	その他の穀物のもの	
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	
	オートのもの	
	その他のもの	
一一〇三・二〇	ペレット	
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの	
	オートのもの	
	とうもろこしのもの	
	その他のもの	
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう 精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽 <sup>はい</sup> （全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物	
	オートのもの	
一一〇四・一二	その他の穀物のもの	
一一〇四・一九	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	
	とうもろこしのもの	
		二二・三%
		八・五%
		二一・三%
		六%
		八・五%
		六%
B 10	X	B 10
		B 10
		B 10
		X
		B 10
		B 10
		X
		R
		X
		4



その他のもの	八・五%	B	10
その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）			
オートのもの	六%	B	10
とうもろこしのもの			
コーンフレークの製造に使用するもの	一六・二%	B	10
その他のもの	一八%	B	10
その他の穀物のもの			
小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの			
その他のもの	一七%	B	10
穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	二〇%	B	10
乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）			
七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール			
乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの			
サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの			
カッサバ芋のもの			
飼料用のもの			
注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
その他のもの			
X	A	X	

<p>第二二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p>	<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>大豆（割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>殻付きのもの</p> <p>採油用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>	<p>X A A</p>
<p>一一〇六・三〇</p>	<p>第八類の物品のもの</p> <p>バナナのもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>麦芽（いってあるかないかを問わない。）</p> <p>でん粉及びイヌリン</p> <p>小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p>	<p>一一・三%</p> <p>一五%</p> <p>一五%</p> <p>B B A</p> <p>10 10</p> <p>B 10</p>

一一〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	
	採油用のもの	
	注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	
	その他のもの	
一一〇三・〇〇	コブラ	X
一一〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A
一一〇九	播種用の種、果実及び胞子	A
一一一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A
一一一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A
一一一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したのものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該	A

<p>一一二二二・一〇 一一二二二・二〇</p>	<p>当するものを除く。 ローカストビーン（種を含む） 海藻その他の藻類 食用の海藻その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。） 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの その他のもの あまのり属のもの及びこれを交えたもの その他のもの ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス） その他のもの その他のもの ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの ふのり属のもの その他のもの その他のもの あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁 その他のもの</p>
<p>一一二二二・三〇</p>	<p>三・五％ A A B 5</p>
<p>4</p>	

<p>一三〇二・九一 一三〇二・九二 一三〇二・九三 一三〇二・九四</p>	<p>てん菜 その他のもの</p>	<p>一三〇二・九一 一三〇二・九二 一三〇二・九三 一三〇二・九四</p> <p>てん菜 その他のもの こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） その他のもの</p>	<p>A A A A</p>
<p>第一三類 一三〇一 一三〇二 一三〇三</p>	<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス 生あへん 甘草のもの ホップのもの 除虫菊のもの及びロテノンを含む植物の根のもの</p>	<p>一三〇一 一三〇二 一三〇三</p> <p>A A A A</p>	<p>A A A A</p>

一三〇二・一九	その他のもの			
	飲料のもと			
	植物性の一種類の原料から得たもの	一〇%	B	10
	その他のもの		R	
	その他のもの		A	
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩		A	
一三〇二・三一	植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天	一 キログラム につき 一一二	B	7
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー （変性させてあるかないかを問わない。）	円	A	
一三〇二・三九	その他のもの		A	
第一四類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品			
一四〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したものの、竹、とう、あし、いぐさ、オーシア、ラフィア及びライム樹皮）		A	
一四〇一・一〇	竹		A	
一四〇一・二〇	とう		A	
一四〇一・九〇	その他のもの			
4				

<p>一四〇二・〇〇</p> <p>一四〇三・〇〇</p> <p>一四・〇四</p>	<p>いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクスアルトウス）</p> <p>その他のもの</p> <p>主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイーラグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>八・五%</p>	<p>A A A A B 7</p>
<p>第一五類</p> <p>一五〇一・〇〇</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）</p> <p>豚脂</p> <p>酸価が一・三を超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>六・四%</p>	<p>A B R A 7</p>
<p>一五〇二・〇〇</p> <p>一五〇三・〇〇</p>	<p>牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）</p> <p>ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合</p>		<p>4</p>

一五・〇四	その他の調製をしてないものに限る。) 魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A	
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	R	4
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	A	
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	A	
鯨油			
その他のもの			
一五〇五・〇〇	ウールグリス及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	A	
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	B 7	
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	R	4
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	R	4
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	R	
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A	



一五・二一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
一五・二二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
一五・二二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物							
一五・二二・一九	粗油							
一五・二二・二一	綿実油及びその分別物							
一五・二二・二二	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）							
一五・二二・二九	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの							
	その他のもの							
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの							
	その他のもの							
一五・二三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
一五・二四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
一五・二五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
		R	A	R	A	R	R	A
		4		4		4	4	

一五・一六																					
動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インター	その他のもの	米油及びその分別物	その他のもの	その他のもの	酸価が〇・六を超えるもの	米油及びその分別物	その他のもの	その他のもの	オイチシカ油、カメラヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物	その他のもの	ごま油及びその分別物	桐油 <sup>とこう</sup> 及びその分別物	ひまし油及びその分別物	その他のもの	粗油	とうもろこし油及びその分別物	その他のもの	粗油	亜麻仁油及びその分別物		
	R	X	R	X		A			R	A	A	R	R			R	R				
	4		4						4			4	4			4	4				

一五・二七	エステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。） マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）				A
一五一七・一〇 一五一七・九〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。） その他のもの	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。） 植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）			R B 4 7
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				R B 4 7
一五二〇・〇〇 一五・二二	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液 植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）				A A 4
一五二一・一〇	植物性ろう				A 4

<p>一五二二・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>みつろう</p> <p>その他のもの</p> <p>一五二二・〇〇</p> <p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p>	<p>第一六類</p> <p>一六〇一・〇〇</p> <p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限り。）及びこれらの物品をもととした調製食料品</p> <p>一六・〇二</p> <p>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血</p> <p>一六〇二・一〇</p> <p>均質調製品</p> <p>一六〇二・二〇</p> <p>動物の肝臓のもの</p> <p>一六〇二・三二</p> <p>第〇一・〇五項の家きんのもの</p> <p>七面鳥のもの</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）</p> <p>その他のもの</p> <p>牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）</p> <p>その他のもの</p> <p>一六〇二・三二</p>
<p>A A R</p> <p>4</p>	<p>X A A X A X X X</p>

一六〇二・三九	その他のもの	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）				
	その他のもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの				
	その他のもの	豚のもの				
	もも肉及びこれを分割したもの	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）**				
	その他のもの***	肩部及びこれを分割したもの				
一六〇二・四二		ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）** その他のもの***				
						六%
	Q	Q	Q	Q	B	X
	2	2	2	2	5	A

一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）** その他のもの***	A	2	2
一六〇二・五〇	牛のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの	X A	2	2
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの	X A		
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のエキス及びジュース その他のもの	X X		
一六〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	R X	4	

一六〇四・一一	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）
一六〇四・一二	さけ
一六〇四・一三	にしん
一六〇四・一四	いわし
一六〇四・一五	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお
一六〇四・一六	さば
一六〇四・一九	かたくちいわし
	その他のもの
	うなぎ
	節類
	その他のもの
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）
一六〇五・一〇	かに
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）
	その他のもの
	米を含むもの
	その他のもの

七・二%

R	X	R		R	R	B	R	X		R	R	X	R	R	R
4		4		4	4	10	4			4	4		4	4	4

一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン						
	くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの						
	その他のもの						
	米を含むもの						
	その他のもの						
一六〇五・三〇	ロブスター						
	くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの						
	その他のもの						
一六〇五・四〇	その他の甲殻類						
	えび						
	その他のもの						
一六〇五・九〇	その他のもの						
	くん製したもの						
	その他のもの						
	いか及びくらげ						
	いか						
	くらげ						
	なまこ及びうに						

  

七・二%							
	R	R	X	R	B	R	
	4	4		4	10	4	

  

三・二%							
	R	B		R	R	X	R
	4	10		4	4	4	4



	<p>その他のもの あわび及び帆立貝 その他の軟体動物のもの その他のもの</p>	七・二%	R B R 10	4 4
<p>第一七類 一七・〇一 一七・〇二</p>	<p>糖類及び砂糖菓子 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。） その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル 乳糖及び乳糖水 無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のも の その他のもの かえで糖及びかえで糖水 ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。） ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。） 果糖（化学的に純粋なものに限る。）</p>		A X X X A A X	
<p>一七〇二・一九 一七〇二・二〇 一七〇二・三〇 一七〇二・四〇 一七〇二・五〇</p>				

一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限り、転化糖を除く。）						
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）						
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル						
	ハイ・テスト・モラセス						
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの						
	その他のもの						
	香料又は着色料を加えたもの						
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	ソルボース						
	その他のもの						
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）						
一七〇三・一〇	甘しや糖みつ						
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの						
		三％					
		B 5	X				
				一二％			
			X	B 10			
			X				
			X				
					三％		
					B 5		
						X	
							X

<p>第一八類 一八〇一・〇〇 一八〇二・〇〇</p>	<p>一七〇三・九〇</p>	<p>ココア及びその調製品 カカオ豆（生のもの及びいたもので、全形のもの及び割ったものに限る。） カカオ豆の殻、皮その他のくず</p>	<p>その他のもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの その他のもの グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの その他のもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの 砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。） チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。） その他のもの 甘草エキス（菓子にしたものを除く。） その他のもの</p>		<p>三%</p>	<p>A A</p>	<p>X A X X A B 5 X A</p>
-------------------------------------	----------------	---	---	--	-----------	------------	--------------------------

一八〇・三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	
一八〇三・一〇	脱脂してないもの	
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	
一八〇四・〇〇	カカオ脂	
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	
一八〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。）	
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り。）	
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）	
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	
	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	その他のもの	
	その他のもの	
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	
一八〇六・三二	詰物をしたのもの	
		三・五%
		七%
		一〇・五%
X	X R X X	B A B B
		10 7 7
	4	

<p>第一九類 一九・〇一</p>	<p>一八〇六・三二 一八〇六・九〇</p>
<p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 （ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>詰物をしてないもの その他のもの チョコレート菓子 その他のもの 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。） ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のも（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの</p>
	<p>X R X X X X X</p>
	<p>4</p>

		R X	4
一九〇一・二〇	<p>一九〇一・二〇 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地  穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第一九・〇一項から第一九・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）  その他のもの  第一九・〇四・〇一項から第一九・〇四・〇四項までの物品の調製食料品  砂糖を加えたもの  その他のもの</p>	X R X X	4
一九〇一・一〇	<p>一九〇一・一〇 育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）  第一九・〇四・〇一項から第一九・〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）  その他のもの  第一九・〇四・〇一項から第一九・〇四・〇四項までの物品の調製食料品  砂糖を加えたもの  その他のもの</p>	X	

一九〇一・九〇	<p>その他のもの</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	X
一九・〇二	<p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）</p>	X R X
一九〇三・〇〇	<p>タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるい</p>	X
4		

一九〇四	かす状その他これらに類する形状のものに限る。 穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）						
一九〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスパーその他これらに類する物品						
一九〇五・一〇	クリスプブレッド						
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品						
一九〇五・三一	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー						
一九〇五・三二	スイートビスケット						
一九〇五・四〇	ワッフル及びウエハー						
一九〇五・九〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品						
	その他のもの						
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）						
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスパーその他これらに類する物品						
	その他のもの						
			一五%				
		X	P	X	X		
		X		X			
							九・六%
							B7
							7



	<p>第二〇類 二〇・〇一</p>
<p>砂糖を加えたもの 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの その他のもの 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの</p>	<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 きゅうり及びガーキンの砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ラン</p>
<p>九% 九%</p>	<p>一二% 九%</p>
<p>X B 7 X B 7</p>	<p>B 10 B 10</p>

二〇・〇二	二〇〇二・一〇	二〇〇二・九〇	その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	その他のもの しょうが その他のもの ヤングコーンコブ スイートコーン その他のもの その他のもの しょうが その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。） その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	ソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン スイートコーン ヤングコーンコブ その他のもの その他のもの パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン スイートコーン ヤングコーンコブ その他のもの しょうが その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。） その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	一三・四% B 15	七・六% B 15	九% B 10	R	七・五% 九% B 10	B 7	A	一六・八% B 15	一〇・五% B 7	A
4															

二〇・〇三	トマトピューレー及びトマトペースト トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの その他のもの その他のもの	七・六%	B X Q
二〇〇三・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。） きのこ（はらたけ属のもの） 砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） フレンチマッシュルーム その他のもの その他のもの	一三・六%	A B 10
二〇〇三・二〇 二〇〇三・九〇 二〇・〇四	トリフ その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		A A A A
二〇〇四・一〇	ばれいしょ		

二〇〇四・九〇	単に加熱による調理をしたもの その他のもの マッシュポテト その他のもの その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの スイートコーン その他のもの その他のもの アスパラガス及び豆 アスパラガス 豆 たけのこ スイートコーン ヤングコーンコブ 気密容器入りのもの その他のもの	八・五％ B 7
二〇〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品	九％ B 7
	一五％ B 10	
	九％ B 10	
	七・五％ B 7	
	一三・六％ B 10	
	X	
	一七％ B 10	
	二三・八％ B 15	
	一〇・五％ B 7	
	一三・六％ B 10	
	九％ B 7	

二〇〇五・一〇	を除外。 ) 均質調製野菜 砂糖を加えたもの その他のもの		一六・八% B 15
二〇〇五・二〇	ばれいしょ マッシュポテト及びポテトフレーク その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの		九・六% B 10  一三・六% B 10
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム） 砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） さや付きのもの その他のもの さや付きのもの その他のもの	X	九・六% B 10 七・五% B 10 九・六% B 10 六・八% B 10 九% B 7

二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 さやを除いた豆		
二〇〇五・五九	砂糖を加えたもの 気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。） その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの		
二〇〇五・六〇	アスパラガス 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの		
二〇〇五・七〇	オリーブ その他のもの		
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ） 砂糖を加えたもの		
		一四・九%	B 10
		一二%	A B 10
		一六%	B 15
		九・六%	B 10
		九%	B 7
			X X X
		一四%	B 10

その他のもの										一〇%
その他の野菜及び野菜を混合したもの										
砂糖を加えたもの										
豆（さや付きのものを除く。）										
気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）										一四%
その他のもの									X	X
その他のもの										
その他のもの										
たけのこ										一三・六%
ヤングコーンコブ										
気密容器入りのもの										
その他のもの										
豆（さや付きのものを除く。）										
サワークラウト										
その他のもの										
気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）										
にんにくの粉										
その他のもの										
	九・六%	九・六%								
	B 10	B 15								
			九・六%	一七%	一五%	九%				
			B 10	B 10	B 10	B 10				
							B 10			

二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。） マロングラッセ その他のもの	二二・六％	B 10	B 15	4
二〇・〇七	その他のもの ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	九％	B 10	B 15	4
二〇〇七・一〇	均質調製果実 砂糖を加えたもの その他のもの	三四％ 二一・三％	B 15	B 15	4
二〇〇七・九一	その他のもの かんきつ類の果実 その他のもの		R		4
二〇〇七・九九	その他のもの ジャム及びフルーツゼリー 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの	一六・八％ 一二％	B 15	B 15	4



		二〇〇八・〇八				二〇〇八・一一			
		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。） 落花生							
		砂糖を加えたもの ピーナツバター その他のもの その他のもの ピーナツバター その他のもの その他のもの（混合したものを含む。） 砂糖を加えたもの パルプ状のもの その他のもの カシューナット及びその他のいっただナット その他のもの パルプ状のもの その他のもの							
		一六・八%	五・五%	一〇・五%	二一・三%	一〇%	二三・八%	一二%	
A		B 15	B 7	B 10	P	B 7	P	B 10	
		10				9			

二〇〇八・二〇
二〇〇八・三〇
二〇〇八・四〇

アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）、ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット及びカシニューナット	二〇〇八・二〇
ぎんなん	二〇〇八・三〇
その他のもの	二〇〇八・四〇
いったもの	
その他のもの	
パイナップル	
かんきつ類の果実	
なし	
砂糖を加えたもの	
パルプ状のもの	
気密容器入りのもの	
その他のもの	
気密容器入りのもの	
その他のもの	
その他のもの	
パルプ状のもの	
気密容器入りのもの	

一 二 %	一 五 %	一〇・八 %	二 一 %	一 五 %		一 二 %		一 二 %
B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	R	X	B 10	A B 10

二〇〇八・五〇	あんず	その他のもの	七・五%	B	10
	砂糖を加えたもの	気密容器入りのもの	五・四%	B	10
	その他のもの	その他のもの	九%	B	7
二〇〇八・六〇	さくらんぼ	その他のもの	六%	B	10
	砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	一五%	B	10
	その他のもの	その他のもの	六%	B	10
	パルプ状のもの	パルプ状のもの	一二%	B	10
	その他のもの	その他のもの	六%	B	10
二〇〇八・七〇	桃 (ネクタリンを含む。)	その他のもの	二一・三%	B	10
	砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	二九・八%	B	10
	パルプ状のもの	パルプ状のもの		B	10
	気密容器入りのもの	気密容器入りのもの		B	10
	その他のもの	その他のもの		B	10
	気密容器入りのもの	気密容器入りのもの		B	10
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	六・七%	B	10

二〇〇八・九一	二〇〇八・九二	二〇〇八・八〇
---------	---------	---------

その他のもの  
 その他のもの  
 その他のもの  
 パルプ状のもの  
 気密容器入りのもの  
 その他のもの  
 その他のもの  
 気密容器入りのもの  
 その他のもの  
 ストロベリー  
 砂糖を加えたもの  
 パルプ状のもの  
 その他のもの  
 その他のもの  
 パルプ状のもの  
 その他のもの  
 その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）  
 パームハート  
 混合したもの  
 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル

七・五%	一一二%	一一五%	一一%	二二%	九・六%	六・七%	一〇・七%	八・五%	一三・四%	八%
B 10	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10

二〇〇八・九九

砂糖を加えたもの	
その他のもの	
その他のもの	
その他のもの	
梅	
その他のもの	
砂糖を加えたもの	
パルプ状のもの	
バナナ及びアボカド―	
その他のもの	
その他のもの	
ベリー、プルーン、バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ及びマンゴ スチン	
その他のもの	
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし その他のもの	
パルプ状のもの	
バナナ、アボカド―、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン カムカム	
	七・五%
	一六・八%
	七%
	五・五%
	二九・八%
	一〇・五%
	一二%
	六%
A B	B B
10	15 10
	B 7
	B 15
	B 10
	B 10
	R A
	B B

4

二〇〇九・三二	その他のもの ブリックス値が二〇以下のもの					
二〇〇九・二九	その他のもの ブリックス値が二〇以下のもの					
二〇〇九・二二	その他のもの					
二〇〇九・一九	グレープフルーツジュース ブリックス値が二〇以下のもの					
二〇〇九・一一	冷凍したもの 冷凍していないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）					
二〇〇九・一二	その他のもの					
二〇〇九・〇九	オレンジジュース 冷凍したもの 冷凍していないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。） 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） オリエンジジュース その他のもの ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム その他のもの					
					一一％	B 10
					一〇％	B 7
						A
						B 15
		R	R	R		4
		R	R	R		4
		R	R	R		4

二〇〇九・三九	二〇〇九・四一 二〇〇九・四九 二〇〇九・五〇
---------	-------------------------------

砂糖を加えたもの  
 その他のもの  
 しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの  
 レモンジュース  
 ライムジュース  
 その他のもの  
 その他のもの  
 その他のもの  
 砂糖を加えたもの  
 その他のもの  
 しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの  
 レモンジュース  
 ライムジュース  
 その他のもの  
 その他のもの  
 パイナップルジュース  
 ブリックス値が二〇以下のもの  
 その他のもの  
 トマトジュース  
 ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）

						一 二 %	六 %				一 二 %	六 %	
X	R	R	R	R	B	B		R	R	R	B	B	R
					10	5					10	5	
	4	4	4	4				4	4	4			4

二〇〇九・六一	ブリックス値が三〇以下のもの 砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	二九・八% （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	B 15 B 15
二〇〇九・六九	その他のもの 砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの	一九・一%	B 15 B 15



二〇〇九・七一	その他のもの	つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)	
二〇〇九・七九	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	B 10
二〇〇九・八〇	その他のもの	二五・五%	B 10
	りんごジュース		
	ブリックス値が二〇以下のもの		R R
	その他のもの		4 4
	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）		
	果汁		
	砂糖を加えたもの		
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの		
	その他のもの	二三%	B 15
	その他のもの	二九・八%	B 15
		（その率が一 キログラムに つき二三円の	

	二〇〇九・九〇	<p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>プルーンジュース</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>野菜ジュース</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>混合ジュース</p> <p>混合果汁</p> <p>混合野菜ジュース</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)</p>
	<p>一四・四%</p> <p>一九・一%</p> <p>二五・五%</p> <p>八・一%</p> <p>七・六%</p> <p>七・二%</p> <p>R</p> <p>八・一%</p> <p>五・四%</p>	<p>B 10</p> <p>B 15</p> <p>B 15</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>B 5</p> <p>B 7</p>	4

第二類	各種の調製食料品	
二一・〇一	<p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p> <p>コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品</p> <p>エキス、エッセンス及び濃縮物</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>インスタントコーヒー</p> <p>その他のもの</p> <p>エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品</p> <p>エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>インスタントコーヒー</p> <p>その他のもの</p> <p>コーヒーをもととした調製品</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以</p>	<p style="text-align: center;">八・八%</p> <p style="text-align: center;">A B X</p> <hr/> <p style="text-align: center;">八・八%</p> <p style="text-align: center;">A B X</p>
二一〇一・一二	品	

二二〇一・二〇	<p>上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに</p> <p>茶又はマテをもととした調製品</p> <p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品</p> <p>インスタントティー</p> <p>その他のもの</p> <p>茶又はマテをもととした調製品</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	一五%	B	X	X
二二〇一・三〇	<p>チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p>	一五%	B	X	X
二二〇・〇二	<p>酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー</p>		X		

二二〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）									
二二〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）									
二二〇二・三〇	調製したベーキングパウダー									
二二〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード									
二二〇三・一〇	醤油									
二二〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース									
二二〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード									
	小売用の容器入りにしたもの									
	その他のもの									
二二〇三・九〇	ソース その他のもの									
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング									
	その他のもの									
	インスタントカレーその他のカレー調製品									
	その他のもの									
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの									
	その他のもの									
一〇・五%										
四・八%										
三・六%										
六%										
R										
七・五%										
B 7										
九%										
B 7										
X										
六%										
B 7										
A										
A										
X										
4										

二二・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品				
二二〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品				
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）				
	その他のもの				
二二〇四・二〇	均質混合調製食料品				
二二〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）				
二二・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）				
二二〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質				
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）				
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	植物性たんぱく				
	その他のもの				
二二〇六・九〇	その他のもの				
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品				
		一〇・六%			
		一五%			
X	B 10	B 10	X	X	R B 10
					B 7
					B 7
					八・四%
					七%
					六%
					4

その他のもの

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品

その他のもの

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）

チューインガム

こんにやく

飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）

果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

二九・八％ （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	A	B 15	X	R	X	X
			4			

---



---

おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと

各成分のうち砂糖の重量が最大のもの

その他のもの

ビタミンをもととした栄養補助食品

その他のもの

その他のもの

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三

〇%未満のものに限る。）

アルコールを含有しない飲料のもと

おたねにんじん又はそのエキスを含むもの

その他のもの

その他のもの

第〇四・一〇項の物品のもの

その他のもの

ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解

した

その他のもの

たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のもの

でソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を

加えたものに限る。）

							一一・五%	二〇%	
A	B	B	B	B	X	X	B	B	X
	10	7	10	10			10	10	



<p>第三二類</p> <p>二三一・〇一</p> <p>二三一・〇二</p> <p>二三〇二・一〇</p> <p>二三〇二・九〇</p>	<p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）</p> <p>水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>九・六%</p> <p>九・六%</p> <p>B 7</p> <p>R 7</p> <p>4</p>	<p>その他のもの</p> <p>ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第一二二二・二〇号の物品のもの</p> <p>ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>A</p> <p>X X R</p> <p>4</p>
---	---	--	--	--------------------------------

二二〇三・〇〇	ビール	A
二二一・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り、）及 びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルに つき一四五円 六〇銭
二二〇四・二二	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二リットル以下の容器入りにしたもの シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒 その他のもの	一リットルに つき一二円 一五%（その 率が一リット ルにつき一二 五円の従量税 率より高いと き又は一リッ トルにつき六 七円の従量税 率より低いと きは、それぞ
		* B 12
		B 10
		11

二二〇四・二九	その他のもの 一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	れ当該従量税 率)	一五% (その 率が一リット ルにつき一二 五円の従量税 率より高いと き又は一リッ トルにつき六 七円の従量税 率より低いと きは、それぞ れ当該従量税 率)	* B 12	11
二二〇四・三〇	その他のもの その他のぶどう搾汁 アルコール分が一%未満のもの 砂糖を加えたもの しよ糖 (天然に含有するものを含む。) の含有量が全重量の一〇%以下のもの	率)	A		

の その他のもの	二三％ B 15 二九・八％ B 15 (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)
その他のもの	一九・一％ B 15
しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの	二五・五％ A B 15
その他のもの	A
二二・〇五 ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	B 10
二二〇五・一〇 二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルに つき五〇円四 〇銭
二二〇五・九〇 その他のもの アルコール分が一％未満のもの	一九・一％ B 15

その他のもの	二二〇六・〇〇 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が1%未満のもの	一リットルにつき五〇円四〇銭 B 10
その他のもの	清酒及び濁酒 その他のもの	二九・八% （その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） B 15
発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物 その他のもの 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		X A

二二・〇七	その他のもの	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） 及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X
二二〇七・一〇	その他のもの	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） アルコール分が九〇%以上のもの 工業用アルコールの製造の用に供するもの	A
二二〇七・二〇	その他のもの	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X
二二・〇八	その他のもの	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A
二二〇八・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。） 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	X
二二〇八・三〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	ウイスキー	A
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア		A

二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	
二二〇八・六〇	ウオッカ	
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	
二二〇八・九〇	その他のもの	
	エチルアルコール及び蒸留酒	
	フルーツブランデー	
	その他のもの	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	
	その他のもの	
	その他のアルコール飲料	
	合成清酒及び白酒	
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）	
二九・八％		B
（その率が一		A
キログラムに		X
つき二三円の		A
従量税率より		A
低いときは、		A
当該従量税		A
率）		A
		15

二二〇九・〇〇	<p>その他のもの</p> <p>食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	四・八%	B 7
<p>第三三類</p> <p>二三・〇一</p> <p>二三・〇二</p> <p>二三・〇三</p> <p>二三〇四・〇〇</p> <p>二三〇五・〇〇</p> <p>二三・〇六</p> <p>二三〇七・〇〇</p> <p>二三〇八・〇〇</p> <p>二三・〇九</p> <p>二三〇九・一〇</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料</p> <p>肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす</p> <p>ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）</p> <p>ぶどう酒かす及びアール</p> <p>飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>飼料用に供する種類の調製品</p> <p>犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）</p>	A A A A A A A A A	A A A A A A A A A



乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

一キログラム  
につき、五九  
円五〇銭に重  
量比による乳  
糖の含有率が  
一〇%を超え  
る一%ごとに  
六円を加えた  
額

B  
10

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選

A

A

二三〇九・九〇

別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）  
その他のもの

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）

その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、

一キログラム  
につき一八円

A  
B  
10

一キログラム  
につき、五二  
円五〇銭に重  
量比による乳  
糖の含有率が  
一〇%を超え  
る一%ごとに  
五円三〇銭を  
加えた額

A  
B  
10

		<p>キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファアルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリユブル  その他のもの  気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに  限る。）  その他のもの  課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入り  にしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量  が全重量の三五％未満のものに限る。）  その他のもの  粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これら  に類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の  五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、か  つ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものと  し、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミ  ー  犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの  その他のもの  その他のもの  その他のもの</p>		<p>X X A A A A</p>

<p>第二五類 二五〇一・〇〇</p>	<p>第二四類 二四・〇一 二四・〇二 二四・〇三 二四〇三・一〇 二四〇三・九一 二四〇三・九九</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。） 純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限る）</p>	<p>たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ 葉巻たばこ、シエルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。） その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） その他のもの シートたばこ その他のもの たばこのエキス及びエッセンス その他のもの</p>		<p>X A A X X A</p>

二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	A
二五・〇四	天然黒鉛	A
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	A
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A A
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A A
二五〇九・〇〇	白亜	A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	A
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものと	A
		X

二五・一三	し、焼いてあるかないかを問わない。) コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理してあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	A
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理してあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理してあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理してあるかないかを問わない。）	A

二五・一八	ドロマイト（粗削りしたものと及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五・二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポートルランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A
二五・二四・〇〇	石綿	A
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク	A

二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの		
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石		
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）		
第二六類	鉱石、スラグ及び灰		
第二七類	<p>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p>石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの</p> <p>亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）</p> <p>泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン</p> <p>石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）</p> <p>石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の</p>		
二七・〇一		A	
二七・〇二		A	
二七・〇三・〇〇		A	
二七・〇四・〇〇		A	
二七・〇五・〇〇		A	
二七・〇六・〇〇		A	
二七・〇七		A	



二七・〇八	重量を超えるもの		A
二七〇九・〇〇	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）		A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油に限る。）		A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
二七・一〇	軽質油及びその調製品		
二七・一〇	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）		
二七・一〇	揮発油		
二七・一〇	低重合度の混合アルキレン		A
二七・一〇	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		A
二七・一〇	その他のもの		
二七・一〇	航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
二七・一〇	温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの		B
二七・一〇	一キロリット		10

その他のもの

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの  
その他のもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの  
その他のもの

ルにつき二、 〇六九円							
一キロリットルにつき二、 三三六円	B	A	A	A	B	A	B
一キロリットルにつき一、 三八六円	10				10		
一キロリットルにつき五六 四円	B	A	A	A	B	A	B
10							

二七二〇・一九

軽油

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの  
その他のもの

その他のもの

その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

軽油

一キロリットルにつき一、二五七円  
A

一キロリットルにつき五六四円  
B  
10  
A

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの  
その他のもの

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの  
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの

その他のもの

一キロリットルにつき二、二五七円	A
一キロリットルにつき三、三〇六円	B 10

	温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの 製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。） その他のもの 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの その他のもの	一キロリットルにつき二、 三七六円	B	10
	潤滑油（流動パラフィンを含む。） その他のもの その他のもの	一キロリットルにつき三、 二〇二円	B	10
二七一〇・九一 二七一〇・九九 二七一〇・一一 二七一〇・一二	廃油 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの その他のもの その他のもの 石油ガスその他のガス状炭化水素 ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する		A	A

<p>二七・一三 石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物</p> <p>二七・一四 天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック</p> <p>二七一五・〇〇 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）</p>	<p>物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）</p>	<p>A A A A</p>
<p>第二八類</p>	<p>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p>	<p>A</p>
<p>第二九類</p> <p>二九・〇一 非環式炭化水素</p> <p>二九・〇二 環式炭化水素</p> <p>二九・〇三 炭化水素のハロゲン化誘導体</p> <p>二九・〇四 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）</p> <p>二九・〇五 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>飽和一価アルコール</p> <p>メタノール（メチルアルコール）</p>	<p>有機化学品</p> <p>非環式炭化水素</p> <p>環式炭化水素</p> <p>炭化水素のハロゲン化誘導体</p> <p>炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）</p> <p>非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>飽和一価アルコール</p> <p>メタノール（メチルアルコール）</p>	<p>A A A A A</p>
<p>二九〇五・一一</p>	<p>メタノール（メチルアルコール）</p>	<p>A</p>

二九〇五・一二	プロパン―ーオール (プロピルアルコール) 及びプロパン―二―オール (イソプロピルアルコール)	A
二九〇五・一三	ブタン―ーオール (ノルマル―ブチルアルコール)	A
二九〇五・一四	その他のブタン―オール	A
二九〇五・一五	ペンタノール (アミルアルコール) 及びその異性体	A
二九〇五・一六	オクタノール (オクチルアルコール) 及びその異性体	A
二九〇五・一七	ドデカン―ーオール (ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―ーオール (セチルアルコール) 及びオクタデカン―ーオール (ステアリルアルコール)	A
二九〇五・一九	その他のもの	A
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール	A
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	A
二九〇五・二九	その他のもの	A
二九〇五・三一	二価アルコール	A
二九〇五・三一	エチレングリコール (エタンジオール)	A
二九〇五・三二	プロピレングリコール (プロパン―一・二―ジオール)	A
二九〇五・三九	その他のもの	A
二九〇五・四一	その他の多価アルコール	A
二九〇五・四二	二―エチル―二― (ヒドロキシメチル) プロパン―一・三―ジオール (トリメチロールプロパン)	A
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール	A

二九〇五・四三	マンニトール	
二九〇五・四四	D-グルシトール（ソルビトール）	X
二九〇五・四五	グリセリン	A
二九〇五・四九	その他のもの	A
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	
	ロソ化誘導体	
二九〇五・五一	エトクロルビノール（INN）	A
二九〇五・五九	その他のもの	A
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	
二九〇六・一一	メントール	B 7
	率） 当該従量税 低いときは、 従量税率より 三円四四銭の ムにつき二一 がーキログラ 八%（その率 率）	



二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A
二九〇六・一四	テルピネオール	A
二九〇六・一九	その他のもの	A
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体	A
二九〇六・二九	ベンジルアルコール	A
二九・〇七	その他のもの	A
二九・〇八	フェノール及びフェノールアルコール フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ 化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノー ル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的 に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘 導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体	A
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。） 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体	A

二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一八・一一	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 乳酸並びにその塩及びエステル	A

二九一八・一二	酒石酸	
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	
二九一八・一四	くえん酸	X
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル	
	くえん酸カルシウム	
	その他のもの	X
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・一九	その他のもの	A
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	A
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A
二九一八・二九	その他のもの	A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・九〇	その他のもの	A
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩	A

二九・二二	並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二二	アミン官能化合物	A
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	A
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	A
	その他のもの	A
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A
二九二二・二二	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A
二九二二・二九	その他のもの	A
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	A
二九二二・三一	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	A

二九二二・三九	その他のもの	A
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩	
	グルタミン酸ソーダ	
	その他のもの	
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A
二九二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	A
二九二二・四九	その他のもの	A
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サツカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A
二九・二六	ニトリル官能化合物	A
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A
	五・二%	B
		5

二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A
二九・三〇	有機硫黄化合物	A
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	A
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A A
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖	A

<p>二九・四一 二九四二・〇〇</p>	<p>を除く。)並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩(第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。)</p> <p>抗生物質</p> <p>その他の有機化合物</p>	<p>第三〇類</p>	<p>医療用品</p>	<p>第三一類</p>	<p>肥料</p>	<p>第三二類</p>	<p>なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ</p>	<p>第三三類 三三・〇一</p>	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p>精油(コンクリートのもの及びアブリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。)、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキユアスチレート及びアキユアスリユーション</p> <p>精油(かんきつ類の果実のものに限る。)</p>
	<p>A A A</p>		<p>A</p>		<p>A</p>		<p>A</p>		

三三三〇一・一一	ベルガモットのもの
三三三〇一・一二	オレンジのもの
三三三〇一・一三	レモンのも
三三三〇一・一四	ライムのも
三三三〇一・一九	その他のもの
三三三〇一・二一	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）
三三三〇一・二二	ゼラニウムのも
三三三〇一・二三	ジャスミンのも
三三三〇一・二四	ラベンダー又はラバンジンのも
三三三〇一・二五	ペパーミント（メンタ・ペリタ）のも

三三三〇一・二六	その他のもの	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの
三三三〇一・二九	ベチベルのも	
三三三〇一・三〇	その他のもの	
レジノイド	レジノイド	

五・四%													
A	A	A	A	A	B	A		A	A	A	A	A	A
					7								



第三五類	第三四類	<p>三三〇一・九〇 その他のもの</p> <p>三三二・〇二 香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）</p> <p>三三三〇三・〇〇 香水類及びオーデコロン類</p> <p>三三三・〇四 美容用、メーカーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品</p> <p>三三三・〇五 頭髪用の調製品</p> <p>三三三・〇六 口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p> <p>三三三・〇七 ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）</p>
たんぱく系物質、変性でん粉、 <small>こ</small> 膠着剤及び酵素	せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品	
	A	A A A A A A A

第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナート その他のアルブミン誘導体
三五・〇三	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシン グラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）
三五・〇四	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシニンググラス その他のもの
三五・〇五	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）
三五・〇六	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤
三五・〇七	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。） 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素
A	A A X A X A A

第三七類	写真用又は映画用の材料		A
第三八類	各種の化学工業生産品		A
第三九類 三九・〇一 三九〇一・一〇	プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その 率が一キロ グラムにつき 四円四八銭の 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率）	B 10
三九〇一・二〇	その他のもの 比重が〇・九四以上のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（そ	B 10

三九〇一・三〇	<p>その他のもの</p> <p>エチレン―酢酸ビニル共重合体</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>の率が一キロ グラムにつき 四円四八銭の 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率）</p>
三九〇一・九〇	<p>その他のもの</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>〇・五六％</p> <p>A B 10 10</p>
三九・〇二	<p>プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）</p>	<p>〇・五六％</p> <p>A B 10 10</p>
三九〇二・一〇	<p>ポリプロピレン</p>	<p>一・三％（そ B 10</p>
<p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p>		

三九〇二・二〇	<p>その他のもの</p> <p>ポリイソブチレン</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>の率が一キロ グラムにつき 五円一二銭の 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率）</p>	
三九〇二・三〇	<p>プロピレンの共重合体</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>〇・五六%</p>
三九〇二・九〇	<p>その他のもの</p> <p>塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>〇・五六%</p>
		<p>A B A B A B A</p> <p>10 10 10</p>	

三九〇・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）		
	ポリスチレン		
三九〇三・一一	多泡性のも		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
	その他のもの		
三九〇三・一九	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
	その他のもの		
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（SAN）共重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
	その他のもの		
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ABS）共重合体		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
	その他のもの		
三九〇三・九〇	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
	その他のもの		
		〇・六二%	
	A B		
		10	
			〇・六二%
	A B		
		10	
			一・三%
	A B		
		10	
			〇・七八%
	A B		
		10	

三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（二次製品に限る。）	〇・六二%	A
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステル重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		A
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		A
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）		A
三九〇六・九〇	その他のもの		A
三九・〇七	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六%	B 5
	その他のもの		A
三九・〇八	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（二次製品に限る。）		A
三九・〇九	ポリアミド（一次製品に限る。）		A
三九一〇・〇〇	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（二次製品に限る。）		A
三九・一一	シリコーン（一次製品に限る。）		A
	石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A

三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A
三九・一五	プラスチックのくず	A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	A
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	A
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	A



<p>三九・二二 三九・二二 三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六</p>	<p>プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。） その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品</p>	<p>A A A A A A A</p>
<p>第四〇類  第四一類 四一・〇一  四一〇一・二〇</p>	<p>ゴム及びその製品  原皮（毛皮を除く。）及び革 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。） 全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p>	<p>A</p>

四一〇一・五〇	<p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの</p> <p>全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）</p>	一一％	B	A
四一〇一・九〇	<p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの</p> <p>その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）</p>	一一％	B	A
四一〇二	<p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中的のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの</p> <p>羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）</p>	一一％	B	A
四一〇三	<p>その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）</p>		A	
四一〇三・一〇	やぎのもの		A	

四一〇三・二〇	爬虫類のもの	四	A
四一〇三・三〇	豚のもの	四	A
四一〇三・九〇	なめし過程にないもの		
四一〇三・〇四	その他のもの		一・二％ B 7
四一〇四・〇四	その他のもの		A
四一〇四・一一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いているものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		
	フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレインスプリット		
	クロムなめしのもの		一 B 10
	その他のもの		A
四一〇四・一九	クロムなめしのもの		一・二％ B 10
	その他のもの		A
	乾燥状態（クラスト）のもの		
四一〇四・四一	フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレインスプリット		
	なめしたものと（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの		
	クロムなめしのもの		A

四一〇四・四九	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色したもの</p> <p>染色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの</p> <p>クロムなめししたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色したもの</p> <p>その他のもの</p>	一 二 %	B 10
四一・〇五	<p>羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	一 二 %	B 10
四一〇五・一〇	<p>湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの</p>	一 三 ・ 三 %	B 10
四一〇五・三〇	<p>乾燥状態（クラスト）のもの</p>	一 二 %	B 10
A	A	B 10	B 10

四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	一六%	A	B	10
四一〇六・二二	やぎのもの				
四一〇六・二二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの				
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの	一六%	A	B	10
	染色したもの				
	その他のもの				
	豚のもの				
四一〇六・三二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	一・二%		B	7
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの	一・六%		B	7
	染色したもの				
	その他のもの				
四一〇六・四〇	爬虫類のもの	一・二%		B	7
	植物性前なめしをしたもの		A		
	その他のもの				
	染色したもの				
	わに又はとかげのもの	二%		B	7

四一〇七・九二	その他のもの	一・二%	B 7
四一〇六・九一	その他のもの	一・二%	A
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの		A
	染色したもの		B 7
	その他のもの		A
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超え る加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに 限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） 全形の革		
四一〇七・一一	フルグレン（スプリットしてないものに限る。）		
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 7
	その他のもの		
	染色し又は模様付けしたもの		
	染色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のも の）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10
	その他のもの	一六%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
四一〇七・一二	グレーンスプリット		

四一〇七・一九		四一〇七・九一	
パーチメント仕上げをしたもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一・二%			
B 7			
染色し又は模様付けしたもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一三・三%			
B 10			
染色したものを（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一六%			
B 10			
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一・二%			
B 7			
パーチメント仕上げをしたもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一・二%			
B 10			
フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一・二%			
B 10			
パーチメント仕上げをしたもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一・二%			
B 7			
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一三・三%			
B 10			
染色し又は模様付けしたもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一六%			
B 10			
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一・二%			
B 7			
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一三・三%			
B 10			
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一六%			
B 10			
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一・二%			
B 7			

四一〇七・九二	グレースプリット パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの 染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。） その他のもの その他のもの	一・二%	B 7
四一〇七・九九	その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	一・二% 一・二% 一六% 一三・三% 一六%	B 7 B 10 B 10 B 10 B 10
四二二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの	一・二% 一六% 一・二% 一六%	B 10 B 10 B 10 B 10
四一・二三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、	一六%	A B 10



四 一 一 三 ・ 九 〇	その他のもの									
四 一 一 三 ・ 三 〇	爬虫類 <sup>は</sup> のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの わに革及びとかげ革 その他のもの その他のもの	一 ・ 二 %	一 ・ 二 %	一 ・ 二 %	一 ・ 六 %	一 ・ 二 %		一 ・ 六 %	一 ・ 二 %	
四 一 一 三 ・ 二 〇	豚のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの									
四 一 一 三 ・ 一 〇	パーチメント仕上げをしたもの、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。 やぎのもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの その他のもの									
		A	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	A	B 10	B 7

<p>第四二類</p> <p>四二〇一・〇〇</p> <p>四二・〇二</p>	<p>四一・一四</p> <p>四一・一五</p> <p>四二一五・一〇</p> <p>四二一五・二〇</p>	<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）</p> <p>旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、ス</p>	<p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー</p> <p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p> <p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）</p> <p>革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>	<p>一・〇六%</p> <p>B 7</p>	<p>〇・六%</p> <p>B 7</p> <p>一・二%</p> <p>B 7</p> <p>一・二%</p> <p>B 7</p> <p>X</p> <p>A</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p>
---	---	--	--	-------------------------	--

<p>ポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧品入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</p>	<p>トランク、スーツケース、携帯用化粧品入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器</p>	<p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p>	<p>携帯用化粧品入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p>	<p>その他のもの</p>	<p>外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの</p>	<p>携帯用化粧品入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p>	<p>その他のもの</p>	<p>六・四%</p>	<p>B7</p>
<p>四二〇二・一一</p>	<p>四二〇二・一二</p>	<p>一一・八%</p>	<p>八%</p>	<p>B7</p>	<p>一一・八%</p>	<p>B7</p>	<p>六・四%</p>	<p>B7</p>	

四二〇二・一九	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）</p>	<p>三・六八%</p> <p>〇・八二%</p> <p>B 7 B 7</p>
四二〇二・二一	<p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p> <p>貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、</p> <p>ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの</p> <p>革製又はパテントレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一一・二%</p> <p>一二・八%</p> <p>B 7 B 7</p>
四二〇二・二二	<p>外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、</p> <p>ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>六・四%</p> <p>八%</p> <p>B 7 B 7</p>
四二〇二・二九	<p>その他のもの</p> <p>ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品</p>	<p>一二・八%</p> <p>六・四%</p> <p>六・四%</p> <p>B 7 B 7 B 7</p>

四二〇二・三一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	一一・八％ 八％	B B B
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	一一・八％ 六・四％	B B B
四二〇二・三九	その他のもの	〇・八二％	B
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	八％	B
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	六・四％	B
四二〇二・九九	その他のもの 木製のもの アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの その他のもの	〇・五四％ 〇・六八％ 〇・九二％	B B B
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		

四二〇三・一〇	衣類				
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの				一六%
	その他のもの				一〇%
	手袋、ミトン及びビット				
	特に運動用に製造したもの				
四二〇三・二二	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの				一六%
	その他のもの				
四二〇三・二九	その他のもの				
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの				
	革製のもの				一四%
	コンポジションレザー製のもの				一六%
	その他のもの				
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革				
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの				一六%
	その他のもの				
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品				
		X	B	B	
			B	B	

<p>第四四類 四四・〇一</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝</p>			
<p>第四三類 四三・〇一 四三・〇二 四三・〇三 四三・〇四 四三・〇五</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。） なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。） 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品 人造毛皮及びその製品</p>		<p>A X X A</p>	
<p>四二〇四・〇〇 四二〇五・〇〇 四二・〇六</p>	<p>毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの 機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品 ベルト、バルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー その他のもの その他の革製品及びコンポジションレザー製品 腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍の製品</p>	<p>一六％ 一〇％ 三・六％ 〇・六六％ 六％ 〇・六六％</p>	<p>B 7 B 7 B 7 B 7 B 7 B 7</p>	

四四〇二・〇〇	結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	
四四・〇三	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
四四・〇四	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	A
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	A
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	A
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四〇七・一〇	針葉樹のもの	A
四四〇七・二四	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの バイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ	A
四四〇七・二五	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ かんながけし又はやすりがけしたもの その他のもの	A
	三・六%	B
		10



四四〇七・二六	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラ ン	三・六%	A
四四〇七・二九	かんながけし又はやすりがけしたもの その他のもの その他のもの ふたばがき科のもの かんながけし又はやすりがけしたもの その他のもの	三・六%	A B 10
四四〇七・九一	その他のもの	三・六%	A
四四〇七・九二	オーク（コナラ属のもの）のもの	三・六%	A
四四〇七・九九	ビーチ（ブナ属のもの）のもの その他のもの ふたばがき科のもの かんながけし又はやすりがけしたもの その他のもの	三・六%	A B 10
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単 板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木 材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、	三・六%	A

四四〇八・一〇	針葉樹のもの	はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	インSENSシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメー	トル以下のものに限る。）	その他のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	合板用単板	その他のもの	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	合板用単板	その他のもの	その他のもの	パドック（かりん）のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	ジェルトンのも（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル	三・六%	三%	三・六%	三%	三・六%	A	B 5	B 5	B 10	B 10	B 10	A
---------	--------	--------------------------------	---------------------------------------	--------------	--------	-----------------------	--------	-------	--------	--------------------------	--------------------------------	-----------------------	--------	-------	--------	--------	--------------	-----------------------	--------	------------------------------------	------	----	------	----	------	---	--------	--------	---------	---------	---------	---

四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含む）	以下のものに限る。）	チークのもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	その他のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	合板用単板	その他のもの	その他のもの	つげ、たがやさん（カスイア・スイアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	その他のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	合板用単板	その他のもの
四四〇八・九〇		A	A B 10 10	B 10	A B 10 10	A B 10 10	A B 10 10	A B 10 10	B 10	A B 5 10	A								

	ものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	
四四〇九・一〇	針葉樹のもの	A
四四〇九・二〇	針葉樹以外のもの	
	引抜材	
	竹製のもの	四・五% B 15
	その他のもの	A A
	その他のもの	
四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエントドストランドボード及びウエファード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	
	オリエントドストランドボード及びウエファード（木材のものに限る。）	
四四一〇・二二	加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしていないもの	三・六% B 10
	板状のもの	
	その他のもの	三% B 10
四四一〇・二九	その他のもの	X
	その他のもの（木材のものに限る。）	
四四一〇・三一	加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしていないもの	三・六% B 10
	板状のもの	
	その他のもの	

四四一〇・三二	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの			
	板状のもの			
	その他のもの			
四四一〇・三三	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの			
四四一〇・三九	その他のもの			
	板状のもの			
	その他のもの			
四四一〇・九〇	その他のもの			
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）			
四四一一・一一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限る。）			
四四一一・一九	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの			
	その他のもの			
	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）			
四四一一・二一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの			
四四一一・二九	その他のもの			
	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。）			
四四一一・三一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの			
		一・五六%	B	5
		一・五六%	B	5
		一・五六%	B	5
		一・五六%	B	5
		三・六%	X	
		三%	B	10
		三・六%	B	10
		三・六%	X	
		三%	B	10
		三・六%	B	10

四四一・三九	その他のもの							
四四一・九一	その他のもの							
四四一・九九	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの							
四四・一一	その他のもの							
	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材							
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）							
四四一・一三	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの							
四四一・一四	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）							
四四一・一九	その他のもの							
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの							
	側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの							
	その他のもの							
	厚さが六ミリメートル未満のもの							
	その他のもの							
四四一・二二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）							
四四一・二三	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの							
四四一・二・二三	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）							
								一・五六%
X	X	R	X	X	R			B5
		4			4			

四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	A
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	A
四四・一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A
四四・一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	A
四四・一五	ドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	A
四四・一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	A
四四・一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	A
四四・一二・九九	その他のもの	X
四四・一二・九三	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）	X
四四・一二・九二	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	X
四四・一一・二九	その他のもの	X
四四・一〇・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	A
四四・〇九・〇〇	割りばし	B
四四・〇八・〇〇	その他のもの	15
四四・〇七・〇〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	A

二・八二%

<p>第四六類 四六・〇一 四六〇一・二〇</p>	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わ ない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ 物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート 状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キユペルス・テゲティフォルミ ス）製のもの</p>	<p>六 %</p> <p>B 5</p>
<p>第四五類</p>	<p>コルク及びその製品</p>	<p>A</p>
<p>四四二〇・一〇 四四二〇・九〇 四四・二二 四四二一・一〇 四四二一・九〇</p>	<p>木製の小像その他の装飾品 その他のもの 寄せ木し又は象眼した木材 その他のもの その他の木製品 衣類用ハンガー その他のもの 竹製のくし その他のもの</p>	<p>六 %</p> <p>A B 15</p> <p>A B 10</p> <p>A</p>







第六四類 六四・〇一	第六三類	第六二類	第六一類	第六〇類	第五九類	第五八類	第五七類
履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びびろ	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	メリヤス編物及びクロセ編物	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
	A	A	A	A	A	A	A





六四〇三・五一	その他のもの その他の履物（本底が革製のものに限る。） くるぶしを覆うもの 室内用履物 その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	二四％ B 10
六四〇三・五九	その他のもの スリッパその他の室内用履物 スリッパ その他のもの その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他の履物 くるぶしを覆うもの	二二・六％ B 10
六四〇三・九一	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの	二二・六％ B 10

六四〇三・九九	<p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）</p> <p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物</p> <p>その他のもの</p>	二四%	B	X
六四〇四	<p>履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が繊維製のものに限る。）</p> <p>履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）</p> <p>スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物</p> <p>その他のもの</p> <p>甲に毛皮を使用したもの</p> <p>甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	二四%	B	X
六四〇四・一一	<p>その他のもの</p>	八%	B	
六四〇四・一九	<p>その他のもの</p>	二四%	B	X

六四〇四・二〇	<p>地下たび及びキャンバスシューズ その他のもの</p> <p>履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 甲に毛皮を使用したもの</p> <p>甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）</p> <p>キャンバスシューズ</p> <p>甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>六・七% 八% 六・七%</p> <p>B 7 B 7</p>
六四・〇五 六四〇五・一〇	<p>その他の履物</p> <p>甲が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）</p>	<p>六・七% 二四% 一七・三%</p> <p>B 7 X B 10 X B 10</p>





第六七類	第六六類	第六五類	六四〇六・九九	六四〇六・九一	六四〇六・二〇	六四〇六・一〇	六四・〇六
調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	帽子及びその部分品	その他の材料製のもの 革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの	毛皮を使用したもの その他のもの	木製のもの その他のもの 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 甲及びその部分品（しんを除く。）
			三・四%	三・四%	三・四%	三・四%	
A	A	A	B 7 X	B 7 X	B 7 B 7	B 7 X	

第六八類	石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		A
第六九類	陶磁製品		A
第七〇類	ガラス及びその製品		A
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣		
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		A
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）		A
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		A
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		A

七二・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉		
七二・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		A
七二・〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A
七二・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		A
七二・〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A
七二・一〇	白金（加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		A
七二・一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A
七二・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）		A
七二・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） 貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）		
七二・一三・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	二・〇八%	B 10
七二・一三・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） 白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	二・〇八%	B 10

第七三類	第七二類	七二・一八	七二・一七・一一 七二・一七・一九 七二・一七・九〇	七二・一七	七二・一六	七二・一五	七二・一四	七二・一三・二〇	七二・一六 七二・一六 七二・一六	七二・一六 七二・一六 七二・一六
鉄鋼製品	鉄鋼	貨幣	その他のもの 木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめっきしたものを除く。） その他のもの	卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。） カフスポタン及び飾りボタン その他のもの	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 身辺用模造細貨類	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。） 貴金属を張った卑金属製のもの	その他のもの	二・一六％ 二・一六％	B 10 B 10
A	A	A A B 10	二％	○・七四％ A	A A	A A	A	B 10 B 10		

第七四類		銅及びその製品	
七四・〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）		
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅		
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊		
	精製銅		
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片		
	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	三%	B 10
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの		B 10
七四〇三・一二	ワイヤバー		
七四〇三・一三	ビレット		
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		A A
	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	三%	B 10
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの		B 10
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		A
	との差額		A

七四〇三・一九	その他のもの		
	課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの		
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）		
	その他のもの		
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの		
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）		
	その他のもの		
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		
七四〇三・二一	銅合金		
七四〇三・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）		
七四〇三・二三	銅・すず合金（青銅）		
七四〇三・二九	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）		
七四〇四・〇〇	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）		
七四〇五・〇〇	銅のくず		
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ		
七四・〇六	銅の粉及びフレーク		
七四・〇七	銅の棒及び形材		
		一キログラムにつき課税価格と五〇〇円との差額	
			三%
			B 10
			A
			B 10
			A

七四・〇八	銅の線	A
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	A
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	A
七四・一一	銅製の管	A
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	A
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	A
七四・一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル	A
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	A
七四一六・〇〇	銅製のばね	A
七四一七・〇〇	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）	A
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛	A



第八四類	第八三類	第八二類	第八一類	第八〇類	第七九類	第七八類	第七六類	第七五類	七四・一九
原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	各種の卑金属製品	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	すず及びその製品	亜鉛及びその製品	鉛及びその製品	アルミニウム及びその製品	ニッケル及びその製品	生用品及びその部分品（銅製のものに限る。） その他の銅製品
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A A

第九五類	電氣機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品					
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電氣機械式のものを含む。）					
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品					
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品					
第八九類	船舶及び浮き構造物					
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品					
第九一類 九一・〇一 九一・〇二	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇					
A	A	A	A	A	A	A

九一・〇三	一項のものを除く。） 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四の時計を除く。）	A
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）	A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	A
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	A
九一・一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	A

九四・〇一	<p>第九四類</p> <p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第</p>		A
第九三類	<p>武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</p>		A
第九二類	<p>楽器並びにその部分品及び附属品</p>		A
九一・一四	<p>その他の時計の部分品</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの</p> <p>その他のもの</p> <p>革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一六%</p> <p>一〇%</p> <p>二%</p>	<p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>A A B 7</p>
九一一三・九〇	<p>その他のもの</p>		

九四〇一・一〇	九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	
九四〇一・二〇	航空機に使用する種類の腰掛け	
九四〇一・三〇	自動車に使用する種類の腰掛け	
九四〇一・四〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	
九四〇一・五〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものとし、庭園用又はキャンプ用具用のものを除く。）	
九四〇一・六一	とう、オージヤ、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	
九四〇一・六九	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	
九四〇一・七一	アップホルスターのもの	
九四〇一・七九	その他のもの	
九四〇一・八〇	その他の腰掛け	
九四〇一・九〇	部分品	
	革製のもの	
	その他のもの	
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するた めの機構を有するもの並びにこれらの部分品	
		三・八%
A	A	B 7
		A A A A A A A A A A A

九四・〇三 九四・〇四	その他の家具及びその部分品 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プ フ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの 及びセルラーバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してある かないかを問わない。）及びマットレスサポート	A
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むもの とし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイ ン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当 するものを除く。） プレハブ建築物	A
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	A A
第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	A
第九六類	雑品	A
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性 の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造 したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	A
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これ らの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリ ン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の	A

九六・〇三	項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	
九六・〇四・〇〇	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	A A
九六〇五・〇〇	手ふるい	A
九六・〇六	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	五・二八%
九六・〇七	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	A A
九六・〇八	スライドファスナー及びその部分品	A
九六・〇九	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第六・〇九項の物品を除く。）	A
九六一〇・〇〇	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テールラスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A
	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A

九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができるとしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	A
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	A
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	A



(チリの表に係る第三部は省略)

第九七類	美術品、収集品及びこつとこう			
			A	

附属書二（第四章関係） 品目別規則

第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (c) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。
- (d) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁<sup>けた</sup>をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁<sup>けた</sup>をいう。

「控除方式」とは、第三十条1(a)に規定する計算式をいう。

「積上げ方式」とは、同条1(b)に規定する計算式をいう。

(e) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f) 第三十二条に規定する特定の割合であつて、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第一九類、第二〇〇一・一〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇八・九九号から第二〇〇九・九〇号までの各号及び第二一類に規定する製品については、当該製品の価額の七パーセント

(ii) 統一システムの第二〇〇八・九二号、第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の十パーセント

(iii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の七パーセント

注釈1 「非原産材料の価額」とは、第三十一条の規定に従って決定される価額をいう。

注釈2 「当該製品の価額」とは、第三十条1に規定する製品の取引価額又は同条2に規定する価額をいう。

## 第二節 品目別規則

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類 動物（生きているものに限る。）

〇一・〇一―〇一・〇六

第〇一・〇一項から第〇一・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一―〇二・一〇

第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

〇三・〇一―〇三・〇七

第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・〇一―〇四・一〇

第○四・〇一項から第○四・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・〇一―〇五・一一

第○五・〇一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）

注釈 種、りん茎、根茎、挿穂、接ぎ穂その他の植物の部分であつて、第三国から輸入したものの

ら、締約国において栽培される農産品及び園芸品は、当該締約国の原産品とする。

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六・〇一―〇六・〇四

第○六・〇一項から第○六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

〇七・〇一―〇七・一四

第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

〇八・〇一―〇八・一四

第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

〇九・〇一―〇九・一〇

第〇九・〇一項から第〇九・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一〇類 穀物

一〇・〇一―一〇・〇八

第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一二類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一	第一一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇一項の材料からの変更を除く。）
一一・〇二―一一・〇四	第一一・〇二項から第一一・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一一・〇五	第一一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一項、第〇七・一〇項又は第〇七・一二項の材料からの変更を除く。）
一一〇六・一〇	第一一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇六・二〇	第一一〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・一四項の材料からの変更を除く。）
一一〇六・三〇	第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
一一・〇七―一一・〇九	第一一・〇七項から第一一・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・〇一―一二・一四	第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・〇一―一三・〇二

第一三・〇一項又は第一三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一―一四・〇四

第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五

類）

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一―一五・二二

第一五・〇一項から第一五・二二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類ま

で）



第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

<p>一六・〇一 一六〇二・一〇一―一六〇二・二〇 一六〇二・三一―一六〇二・九〇 一六・〇三 一六・〇四―一六・〇五</p>	<p>第一六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。） 第一六〇二・一〇号又は第一六〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第一六〇二・三一号から第一六〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。） 第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更 第一六・〇四項又は第一六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p>
---	---

第一七類 糖類及び砂糖菓子

<p>一七・〇一 一七〇二・一一―一七〇二・一九 一七〇二・二〇―一七〇二・九〇</p>	<p>第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二・一二項の材料からの変更を除く。） 第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更 （第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの各項の材料からの変更を除く。） 第一七〇二・二〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料か</p>
--	--

一七・〇三	らの変更 第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一二・一二項の材料からの変更を除く。）
一七・〇四	

第一八類 ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇五	らの変更 第一八・〇一項から第一八・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一八・〇六	

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九・〇一―一九・〇二	らの変更 第一九・〇一項又は第一九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
一九・〇三	
一九〇四・一〇―一九〇五・三一	らの変更 第一九〇四・一〇号から第一九〇五・三一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一一・〇八項の材料からの変更を除く。）
一九〇五・三二	

一九〇五・四〇  
一九〇五・九〇

〇・〇八項、第一一・〇一項から第一一・〇四項までの各項、第一一・〇八項又は第一一・〇九項の材料からの変更を除く。）  
第一九〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更  
第一九〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第一〇類、第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）

第二〇類 野菜、果実、ナツトその他植物の部分の調製品

二〇〇一・一〇	第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇七項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇一・九〇	第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇二・一〇	第二〇〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇二・九〇	第二〇〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇〇三・一〇―二〇〇三・九〇	第二〇〇三・一〇号から第二〇〇三・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇九項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇四・一〇	第二〇〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一項又は第〇

二〇〇四・九〇―二〇〇五・一〇	七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・二〇	第二〇〇四・九〇号又は第二二〇〇五・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 (第七類の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・四〇―二〇〇五・五九	第二二〇〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更(第〇七・〇一項又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・六〇―二〇〇五・八〇	第二二〇〇五・四〇号から第二二〇〇五・五九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第〇七・〇八項又は第〇七・一〇項から第〇七・一三項までの各項の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・九〇	第二二〇〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更(第七類の材料からの変更を除く。)
二〇・〇六一二〇・〇七	第二〇・〇六項又は第二〇・〇七項の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第八類の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・一一	第二二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更(第一二・〇二項の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・一九	第二二〇〇八・一九号の産品(混合したもの)への他の類の材料からの変更 第二二〇〇八・一九号の産品(その他の産品)への他の類の材料からの変更(第〇八・〇一項、第〇八・〇二項又は第〇八・一一項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。)

二〇〇八・二〇	第二〇〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇四項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・三〇	第二〇〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇五項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・四〇	第二〇〇八・四〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇八項又は第〇八・一一項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・五〇―二〇〇八・七〇	第二〇〇八・五〇号から第二〇〇八・七〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇九項又は第〇八・一一項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・八〇	第二〇〇八・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・一〇項から第〇八・一三項までの各項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九一	第二〇〇八・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇一項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九二	第二〇〇八・九二号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九九	第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・一一―二〇〇九・三九	第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇五項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）

<p>二〇〇九・四一―二〇〇九・四九</p> <p>二〇〇九・五〇</p> <p>二〇〇九・六一―二〇〇九・六九</p> <p>二〇〇九・七一</p> <p>二〇〇九・七九</p> <p>二〇〇九・八〇</p> <p>二〇〇九・九〇</p>	<p>第二〇〇九・四一号又は第二二〇〇九・四九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇四項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二二〇〇九・六一号又は第二二〇〇九・六九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇六項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二二〇〇九・七一号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇八項、第〇八・一一項又は第〇八・一二項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二二〇〇九・七九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二二〇〇九・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が七十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は五十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。</p>
<p>第二二類 各種の調製食料品</p> <p>二二〇一・一一</p>	<p>第二二〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一七・〇一項又は第一</p>

二二〇一・一二―二二〇一・二〇	七・〇二項の材料からの変更を除く。)
二二〇一・三〇―二二〇三・一〇	第二二〇一・一二号又は第二二〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 (第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの各項又は第一九・〇一項の材料からの変更を除く。)
二二〇三・二〇	第二二〇一・三〇号から第二二〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇三・三〇	第二二〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 (第〇七・〇二項又は第二〇・〇二項の材料からの変更を除く。)
二二〇三・九〇	第二二〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇三・九〇号の産品(インスタントカレー)その他のカレー調製品)への他の号の材料からの変更
二二・〇四	第二二〇三・九〇号の産品(その他の産品)への他の類の材料からの変更 第二一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)
二二〇五・〇〇―二二〇六・一〇	第二二〇五・〇〇号又は第二二〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)又は三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること。
二二〇六・九〇	

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

<p>二二〇一・一〇―二二〇二・一〇</p>	<p>第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二二〇二・九〇</p>	<p>第二二〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。</p>
<p>二二・〇三</p>	<p>第二二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二二・〇四―二二・〇六</p>	<p>第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二二・〇七</p>	<p>第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二二〇八・二〇―二二〇八・三〇</p>	<p>第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、</p>
<p>二二〇八・四〇―二二〇八・六〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二二〇八・七〇</p>	<p>第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）</p>



二三〇八・九〇

らの変更を除く。)又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない)。

第二二〇八・九〇号の産品(合成清酒又は料理用酒(みりん))への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)又は三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること。

第二二〇八・九〇号の産品(飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。))への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が七十パーセント以上(控除方式を用いる場合)又は五十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること。

第二二〇八・九〇号の産品(その他の産品)への他の項の材料からの変更(第二・〇七項の材料からの変更を除く。)

第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

二三・〇九

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びびくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇八

二三・〇九

第二三・〇一項から第二三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第二三・〇九項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセ

ント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること。

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇―二四〇一・二〇	第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
二四〇一・三〇	第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
二四・〇二―二四・〇三	第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

二五・〇一―二五・一九	第二五・〇一項から第二五・一九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二五二〇・一〇	第二五二〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
二五二〇・二〇	第二五二〇・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
二五・二二	第二五・二二項の産品への他の類の材料からの変更
二五・二二―二五・二三	第二五・二二項又は第二五・二三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二五二四・〇〇―二五二五・二〇	第二五二四・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への他の類の材料か

<p>二五二五・三〇</p> <p>二五・二六一二五・三〇</p>	<p>らの変更</p> <p>第二五二五・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二五二五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二五・二六項から第二五・三〇項までの各々の産品への他の類の材料からの変更</p>
-----------------------------------	--

第二六類 鋳石、スラグ及び灰

<p>二六・〇一―二六・一七</p> <p>二六・一八―二六・二二</p>	<p>第二六・〇一項から第二六・一七項までの各々の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第二六・一八項から第二六・二二項までの各々の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二六・一八項から第二六・二二項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---------------------------------------	--

第二七類 鋳物性燃料及び鋳物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鋳物性ろう

<p>二七〇一・一一―二七〇一・一九</p> <p>二七〇一・二〇</p>	<p>第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
---------------------------------------	---

<p>二七・〇二―二七・〇三 二七・〇四―二七・〇九</p>	<p>第二七・〇二項又は第二七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更 第二七・〇四項から第二七・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
<p>二七・一〇―二七・一九</p>	<p>第二七・一〇・一一号若しくは第二七・一〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二七・一〇・一一号又は第二七・一〇・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二七・一〇・九一―二七・一〇・九九</p>	<p>第二七・一〇・九一号又は第二七・一〇・九九号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二七・一〇・九一号又は第二七・一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二七・一一―二七・一三</p>	<p>第二七・一一項から第二七・一三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
<p>二七・一四</p>	<p>第二七・一四項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二七・一五</p>	<p>第二七・一五項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

注釈 第二八類から第三八類までの各級の適用上、

- (a) 「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であつて、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。
- (i) 水その他の溶媒への溶解
  - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
  - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (b) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程
  - (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程
    - (A) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質
    - (B) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
    - (C) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分

- (D) 特殊光学的用途
- (E) 生物工学的用途
- (F) 分離工程において用いる支持体
- (G) 原子力等級用途
- (c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。
- (d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのをいう。
  - (i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変
  - (ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇一―二八〇四・五〇

第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー

二八〇四・六一―二八〇四・六九

セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八〇四・六一号若しくは第二八〇四・六九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八〇四・六一号又は第二八〇四・六九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八〇四・七〇号から第二八四二・九〇号ま

二八〇四・七〇―二八四二・九〇

二八四三・一〇―二八四三・九〇

での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二八・四四―二八・五一

第二八・四四項から第二八・五一項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九類 有機化学品



二九〇一・一〇―二九〇五・四二

第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇五・四三―二九〇五・四五

第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇五・四九―二九〇五・五九

第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し

二九〇六・一一

くは生物工学的工程が行われること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三類の材料からの変更を除く。）

二九〇六・一二―二九一〇・九〇

第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・一一

第二九・一一項の産品への他の項の材料からの変更、  
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九一二・一一―二九一二・六〇

第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・一三

第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九一四・一一―二九一四・一九

第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し

二九一四・二二

二九一四・二二―二九一八・一三

二九一八・一四―二九一八・一五

二九一八・一六―二九一八・九〇

くは生物工学的工程が行われること（第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九一四・二二号の産品への他の号の材料からの変更

第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号ま

二九・一九

二九二〇・一〇―二九二二・四一

二九二二・四二  
二九二二・四三―二九二三・一〇

での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九・一九項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること(第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パー

二九二三・二〇  
二九二三・九〇―二九二四・二四

二九二四・二九  
二九二五・一一―二九二六・九〇

セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

二九・二七―二九・二八

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九二九・一〇―二九三〇・九〇

第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更、

二九・三一

二九三二・一一―二九三四・九九

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・三五

第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必



二九三六・一〇―二九三八・一〇

要としない。)

第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九三六・一〇号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九三八・九〇

第二九三八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

二九三九・一一―二九三九・九九

第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・四〇

第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更

二九四一・一〇―二九四一・九〇

第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の

第三〇類 医療用品

二九・四二

号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・四二項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三〇・〇一―三〇・〇三

第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

三〇・〇四

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇・〇五・一〇号から第三〇・〇六・七〇号までの各々の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三〇・〇五・一〇号から第三〇・〇六・七〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若し

三〇〇五・一〇一三〇〇六・七〇

三〇〇六・八〇

くは生物工学的工程が行われること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇〇六・八〇号の産品が第二十九条に定める締約国で完全に得られ、又は生産される産品であること（第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第三二類 肥料

三一・〇一―三一・〇五

第三一・〇一項から第三一・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三一・〇一項から第三一・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三一・〇一項から第三一・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイン

ト、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

<p>三二〇一・一〇一三二〇一・二〇</p>	<p>第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、</p>
<p>三二〇一・九〇</p>	<p>原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三二・〇二一三二・〇五</p>	<p>第三二〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三二・〇二項から第三二・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二・〇二項から第三二・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二・〇二項から第三二・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

三三二・〇六

第三二・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第二八類の材料からの変更を除く。）

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

三三二・〇七一三二・一五

第三二・〇七項から第三二・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三二・〇七項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三二・〇七項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三三・〇一

第三三三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三三三・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三三三・〇二―三三三・〇七

第三三三・〇二項から第三三三・〇七項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三三三・〇二項から第三三三・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三三三・〇二項から第三三三・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三四類

せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその

他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科

用の調製品

三四・〇一―三四・〇七

第三四・〇一項から第三四・〇七項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料

からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三四・〇一項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三四・〇一項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、<sup>こ</sup>膠着剤及び酵素

<p>三五〇一・一〇―三五〇一・九〇</p> <p>三五〇二・一一―三五〇二・一九</p> <p>三五〇二・二〇―三五〇二・九〇</p> <p>三五・〇三一三五・〇五</p> <p>三五・〇六一三五・〇七</p>	<p>第三五〇一・一〇号又は第三五〇一・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p> <p>第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第三五〇二・二〇号又は第三五〇二・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p> <p>第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p> <p>第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの</p>
--	---



第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三六・〇一―三六・〇六

第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三七類 写真用又は映画用の材料

<p>三七・〇一―三七・〇三</p>	<p>第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更、  原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三七・〇四―三七・〇七</p>	<p>第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、  原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第三八類 各種の化学工業生産品

<p>三八〇一・一〇―三八〇一・九〇</p>	<p>第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、</p>
<p>三八〇二・一〇</p>	<p>原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三八〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三八〇二・九〇―三八〇四・〇〇</p>	<p>第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、</p>

三八〇五・一〇―三八〇五・二〇

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇二・九〇号から第三八〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇五・一〇号若しくは第三八〇五・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇五・九〇

第三八〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

三八〇六・一〇―三八〇六・二〇

第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇六・三〇

第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更

三八〇六・九〇

第三八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八・〇七―三八・〇八

第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの

変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一一類又は第三五類の材料からの変更を除く。）

第三八〇九・九一号から第三八一四・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八〇九・九一号から第三八一四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八〇九・九一号から第三八一四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー

三八〇九・一〇

三八〇九・九一―三八一四・〇〇

三八一五・一一―三八一五・九〇

三八・一六一三八・二二

セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八・一六項から第三八・二二項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八・一六項から第三八・二二項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八・一六項から第三八・二二項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八・二三

第三八・二三項の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八・二三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八二四・一〇―三八二四・五〇

第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー

<p>三八二四・六〇 三八二四・七一―三八二四・九〇</p>	<p>セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三八二四・六〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第三八・二五項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三八・二五</p>	

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

注釈 第三九類又は第四〇類の適用上、

- (a) 「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であつて、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。
- (i) 水その他の溶媒への溶解
  - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
  - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (b) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程
  - (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程
    - (A) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質
    - (B) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬



- 第三九類 プラスチック及びその製品
- (i) 伝子の改変
  - (ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製
- (C) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
  - (D) 特殊光学的用途
  - (E) 生物工学的用途
  - (F) 分離工程において用いる支持体
  - (G) 原子力等級用途
- (c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。
  - (d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。
    - (i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

三九・〇一―三九・二六

第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

第四〇類 ゴム及びその製品

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第三九・〇一項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇〇一・一〇

第四〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇〇一・二二―四〇〇一・二九

第四〇〇一・二二号若しくは第四〇〇一・二九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー

四〇〇一・三〇

セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇一・二二号又は第四〇〇一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇一・二二号又は第四〇〇一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇一・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇一・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇〇二項若しくは第四〇〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、  
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇〇二項又は第四〇〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇〇二項又は第四〇〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇〇二・四〇〇三

四〇・〇四

第四〇・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇・〇五―四〇・一一

第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇・〇五項から第四〇・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇一二・一一―四〇一二・一九

第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇一二・二〇

第四〇一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

四〇一二・九〇

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇一三―四〇一七

第四〇一三項から第四〇一七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第四〇一三項から第四〇一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること（第四〇一三項から第四〇一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・〇三	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四一・〇四	第四一・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）
四一・〇五	第四一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項の材料からの変更を除く。）
四一・〇六	第四一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）
四一・〇七	第四一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）
四一・一二	第四一・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。）
四一・一三	第四一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。）
四一・一四	第四一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・

四一・一五

○三項の材料からの変更を除く。）

第四一・一五項の産品への他の項の材料からの変更

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

製品

四二・〇一―四二・〇六

第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一

第四三・〇一項の産品への他の類の材料からの変更

四三・〇二

第四三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇一項の材料からの変更を除く。）

四三・〇三

第四三・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇二項の材料からの変更を除く。）

四三・〇四

第四三・〇四項の産品への他の類の材料からの変更

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並

びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

<p>四四・〇一―四四・一一</p>	<p>第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
<p>四四・一二</p>	<p>第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>四四・一三―四四・二二</p>	<p>第四四・一三項から第四四・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>

第四五類 コルク及びその製品

<p>四五・〇一―四五・〇四</p>	<p>第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--------------------	---

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物



<p>四六〇一・二〇―四六〇一・九一  四六〇一・九九  四六・〇二</p>	<p>第四六〇一・二〇号又は第四六〇一・九一号の産品への他の類の材料からの変更  (第一四類の材料からの変更を除く。)  第四六〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更  第四六・〇二項の産品への他の項の材料からの変更</p>
--	---

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品(第四七類から第四九類まで)

<p>第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙</p> <p>四七・〇一―四七・〇六  四七・〇七</p>	<p>第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更  第四七・〇七項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第四七・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
--	--

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

<p>四八・〇一―四八・一五</p> <p>四八・一六</p> <p>四八・一七―四八・二三</p>	<p>第四八・〇一項から第四八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p> <p>第四八・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇九項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第四八・一七項から第四八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--	---

<p>第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案</p> <p>四九・〇一―四九・一一</p>	<p>第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	--

第一一部 紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

第五〇類 絹及び絹織物

<p>五〇・〇一</p> <p>五〇・〇二―五〇・〇四</p>	<p>第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第五〇・〇二項から第五〇・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
---------------------------------	--

五〇・〇五―五〇・〇六	第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項以外の項の材料からの変更
五〇・〇七	第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更

第五二類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五二・〇一―五二・〇二	第五一・〇一項又は第五一・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
五二・〇三	第五一・〇三項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第五一・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
五二・〇四	第五一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更
五二・〇五	第五一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
五二・〇六―五二・一〇	第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更
五二・一一―五二・一三	第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更

第五二類 綿及び綿織物

<p>五二・〇一 五二・〇二 五二・〇三 五二・〇四―五二・〇七 五二・〇八―五二・一二</p>	<p>第五二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第五二・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第五二・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としな い。）。 第五二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更 第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五 二・〇七項まで以外の項の材料からの変更 第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五 二・一二項まで以外の項の材料からの変更</p>
--	--

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

<p>五三・〇一―五三・〇五 五三・〇六―五三・〇八 五三・〇九―五三・一一</p>	<p>第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五 三・〇八項まで以外の項の材料からの変更 第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五 三・一一項まで以外の項の材料からの変更</p>
--	--

第五四類 人造纖維の長纖維及びその織物

五四・〇一―五四・〇六  
五四・〇七―五四・〇八

第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第五四・〇七項又は第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項  
以外の項の材料からの変更

第五五類 人造纖維の短纖維及びその織物

五五・〇一―五五・〇四  
五五・〇五

第五五・〇一項から第五五・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第五五・〇五項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生  
産される産品であること（第五五・〇五項の産品への関税分類の変更を必要としな  
い。）。

五五・〇六―五五・〇七  
五五・〇八―五五・一一  
五五・一二―五五・一六

第五五・〇六項又は第五五・〇七項の産品への他の類の材料からの変更  
第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五  
五・一一項まで以外の項の材料からの変更  
第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五  
五・一六項まで以外の項の材料からの変更

第五六類 ウォツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一―五六・〇九

第五六・〇一項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五

第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一

第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一―五九・一一

第五九・〇一項から第五九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六

第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各々の産品への他の類の材料からの変更

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用さ

れる規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六一・〇一―六一・一七

第六一・〇一項から第六一・一七項までの各々の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各々又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられる

ことを条件とする。

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六二・〇一―六二・一七

第六二・〇一項から第六二・一七項までの各々の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各々又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。



第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六三〇一・一〇一六三〇五・三二	第六三〇一・一〇号から第六三〇五・三二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類の材料からの変更を除く。)。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
六三〇五・三三	第六三〇五・三三号の産品への他の類の材料からの変更
六三〇五・三九一六三〇九・〇〇	第六三〇五・三九号から第六三〇九・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項まで

<p>六三・一〇</p>	<p>の各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。</p> <p>第六三・一〇項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第六三・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------	---

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、

造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

<p>六四・〇一―六四・〇五 六四・〇六</p>	<p>第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第六四・〇六項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第六四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更</p>
------------------------------	---

第六五類 帽子及びその部分品

<p>六五・〇一―六五・〇二 六五・〇三―六五・〇七</p>	<p>第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 第六五・〇三項から第六五・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
------------------------------------	--

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びびむち並びにこれらの部分品

<p>六六・〇一―六六・〇二 六六・〇三</p>	<p>第六六・〇一項又は第六六・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第六六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更</p>
------------------------------	--

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

<p>六七・〇一―六七・〇四</p>	<p>第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--------------------	---

第一三部 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一―六八・一五

第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六九類 陶磁製品

六九・〇一―六九・一四

第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七〇類 ガラス及びその製品

七〇・〇一  
七〇・〇二―七〇・二〇

第七〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更  
第七〇・〇二項から第七〇・二〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身  
 辺用模造細貨類並びに貨幣

七二・〇一―七二・一一	第七一・〇一項から第七一・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七二・一二	第七一・一二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七一・一二項の産品への関税分類の変更を必要としな い。）。
七二・一三	第七一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・一四	第七一・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・一五	第七一・一五項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・一六	第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一八項までの各項、第七二・〇一・二三号、第七二・〇二・三九号、第七二・〇三・九一 号、第七二・〇三・九九号又は第七二・〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）
七二・一七	第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

七二・一八

第七二・一八項の産品への他の項の材料からの変更

第一五部 卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類 鉄鋼

七二・〇一	第七二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
七二・〇二	第七二・〇二項の産品への他の項の材料からの変更
七二・〇三	第七二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
七二・〇四	第七二・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七二・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇五・一〇	第七二〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七二〇五・二一―七二二一・一九	第七二〇五・二一号から第七二二一・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二二一・二三―七二二一・九〇	第七二二一・二三号から第七二二一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二二・一〇―七二二八・一〇	第七二二二・一〇号から第七二二八・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

七二二八・九一―七二二八・九九	第七二二八・九一号又は第七二二八・九九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二九・一一―七二二九・二四	第七二二九・一一号から第七二二九・二四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七二二九・三一―七二二九・九〇	第七二二九・三一号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二〇・一一―七二二〇・一二	第七二二〇・一一号又は第七二二〇・一二号の産品への他の項の材料からの変更
七二二〇・二〇―七二二〇・九〇	第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二一・〇〇―七二二二・一九	第七二二一・〇〇号から第七二二二・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二二二・二〇	第七二二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
七二二二・三〇―七二二四・一〇	第七二二二・三〇号から第七二二四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二二四・九〇	第七二二四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
七二二五・一一―七二二五・四〇	第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
七二二五・五〇―七二二五・九九	第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
七二二六・一一―七二二六・九一	第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第七三類 鉄鋼製品

<p>七二二六・九二一七二三六・九九          七二二七・一〇一七二二八・三〇          七二二八・四〇一七二二八・六〇          七二二八・七〇一七二二九・九〇</p>	<p>らの変更          第七二二六・九二一七二三六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更          第七二二七・一〇一七二二八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更          第七二二八・四〇一七二二八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更          第七二二八・七〇一七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更</p>
<p>七三・〇一七三・〇七          七三・〇八          七三・〇九一七三・二〇          七三二一・一一一七三二一・八三</p>	<p>第七三・〇一七三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更          第七三・〇八項の産品への他の類の材料からの変更又は、          原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第七三・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）          第七三・〇九項から第七三・二〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更          七三二一・一一一七三二一・八三号までの各号の産品への他の項の材料か</p>



<p>七三二一・九〇  七三二二・一一―七三二三・一〇  七三二三・九一―七三二三・九九  七三二四・一〇―七三二四・二九  七三二四・九〇  七三二五・一〇  七三二五・九一  七三二五・九九―七三二六・九〇</p>	<p>らの変更又は、  原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七三二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  第七三二二・一一号から第七三二三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更  第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更  第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への他の関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七三二四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更  第七三二五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更  第七三二五・九一号の産品への他の類の材料からの変更  第七三二五・九九号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への第七三二五・九号から第七三二六・九〇号までの各号が属する項以外の項の材料からの変更</p>
---	---

第七四類 銅及びその製品

<p>七四〇一・一〇一七四〇一・二〇  七四・〇二一七四・〇三  七四・〇四  七四・〇五一七四・〇七  七四・〇八  七四・〇九  七四・一〇  七四・一一一七四・一九</p>	<p>第七四〇一・一〇号又は第七四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更  第七四・〇二項又は第七四・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更  第七四・〇四項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  第七四・〇五項から第七四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更  第七四・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）  第七四・〇九項の産品への他の項の材料からの変更  第七四・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇九項の材料からの変更を除く。）  第七四・一一項から第七四・一九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
---	---

第七五類 ニッケル及びその製品

<p>七五〇一・一〇 七五〇一・二〇 七五〇二・一〇 七五〇二・二〇 七五・〇三 七五〇四・〇〇―七五〇五・一二 七五〇五・二一―七五〇五・二二 七五・〇六―七五・〇八</p>	<p>第七五〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第七五〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 第七五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第七五〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更 第七五・〇三項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七五・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としな い。）。 第七五〇四・〇〇号から第七五〇五・一二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 第七五〇五・二一号又は第七五〇五・二二号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第七五・〇六項から第七五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--	---

第七六類 アルミニウム及びその製品

<p>七六〇一・一〇 七六〇一・二〇</p>	<p>第七六〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第七六〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
----------------------------	--

<p>七六・〇二 七六・〇三一七六・一六</p>	<p>第七六・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としな い。）。 第七六・〇三項から第七六・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 からの変更</p>
------------------------------	--

第七八類 鉛及びその製品

<p>七八〇一・一〇 七八〇一・九一―七八〇一・九九 七八・〇二 七八・〇三一七八・〇六</p>	<p>第七八〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更 第七八〇一・九一号又は第七八〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更 第七八・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生 産される産品であること（第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としな い。）。 第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 からの変更</p>
--	--

第七九類 亜鉛及びその製品

--	--

<p>七九〇一・一一 七九〇一・一二 七九〇一・二〇 七九〇一・二二 七九・〇三―七九・〇七</p>	<p>第七九〇一・一一号の産品への他の号の材料からの変更 第七九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更 第七九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更 第七九・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七九・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としな い。）。 第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 からの変更</p>
--	--

第八〇類 すず及びその製品

<p>八〇〇一・一〇 八〇〇一・二〇 八〇・〇二 八〇・〇三―八〇・〇七</p>	<p>第八〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第八〇〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更 第八〇・〇二項の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としな い。）。 第八〇・〇三項から第八〇・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 からの変更</p>
--	--

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八二〇一・一〇	第八一〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八二〇一・九四	第八一〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇一・九五―八二〇一・九六	第八一〇一・九五号又は第八一〇一・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八二〇一・九七	第八一〇一・九七号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇一・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
八二〇一・九九―八二〇二・一〇	第八一〇一・九九号又は第八二〇二・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八二〇二・九四	第八一〇二・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇二・九五―八二〇二・九六	第八一〇二・九五号又は第八一〇二・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八二〇二・九七	第八一〇二・九七号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
八二〇二・九九	第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八二〇三・二〇	第八一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

八二〇三・三〇	第八一〇三・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇三・九〇	第八一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八二〇四・一一―八二〇四・一九	第八一〇四・一一号又は第八一〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇四・二〇	第八一〇四・二〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇四・三〇―八二〇四・九〇	第八一〇四・三〇号又は第八一〇四・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八二〇五・二〇	第八一〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇五・三〇	第八一〇五・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇五・九〇	第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八二〇六	第八一〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇七・二〇	第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

八二〇七・三〇	
八二〇七・九〇	
八二〇八・二〇	
八二〇八・三〇	
八二〇八・九〇	
八二〇九・二〇	
八二〇九・三〇	
八二〇九・九〇	
八二一〇・一〇	
八二一〇・二〇	
八二一〇・九〇	
八二一一	

第八一〇七・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇八・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇九・三〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一一〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八一一〇・二〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一一〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一一一の産品への他の類の材料からの変更又は、



八 一 一 二 ・ 一 二	八 一 一 二 ・ 一 三	八 一 一 二 ・ 一 九	八 一 一 二 ・ 二 一	八 一 一 二 ・ 二 二	八 一 一 二 ・ 二 九	八 一 一 二 ・ 三 〇 ― 八 一 一 二 ・ 四 〇	八 一 一 二 ・ 五 一	八 一 一 二 ・ 五 二	<p>原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一・一二・一二号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第八一・一二・一三号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一・一二・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一・一二・一九号の産品への他の号の材料からの変更</p> <p>第八一・一二・二一号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第八一・一二・二二号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一・一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一・一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更</p> <p>第八一・一二・三〇号若しくは第八一・一二・四〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八一・一二・三〇号又は第八一・一二・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一・一二・五一号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第八一・一二・五二号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又</p>
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------	---

<p>八二二二・五九 八二二二・九二 八二二二・九九 八一・一三</p>	<p>は生産される産品であること（第八一一二・五二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八一一二・五九号の産品への他の号の材料からの変更 第八一一二・九二号の産品への他の類の材料からの変更 第八一一二・九九号の産品への他の号の材料からの変更 第八一・一三項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八二〇五・九〇号から第八二〇七・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八二〇一・一〇一八二〇五・八〇 八二〇五・九〇一八二〇七・一三</p>	<p>第八二〇一・一〇号から第八二〇五・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第八二〇五・九〇号から第八二〇七・一三号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八二〇五・九〇号から第八二〇七・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

第八三類 各種の卑金属製品

<p>八二〇七・一九―八二二四・一〇</p> <p>八二二四・二〇</p> <p>八二二四・九〇</p> <p>八二二五・一〇―八二二五・二〇</p> <p>八二二五・九一―八二二五・九九</p>	<p>第八二〇七・一九号から第八二二四・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第八二二四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八二二四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八二二四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第八二二五・一〇号若しくは第八二二五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八二二五・一〇号又は第八二二五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八二二五・九一号又は第八二二五・九九号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>八三〇一・一〇―八三〇一・五〇</p>	<p>第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー</p>

八三〇一・六〇  
八三〇一・七〇  
八三・〇二一八三・〇四  
八三〇五・一〇一八三〇五・二〇  
八三〇五・九〇一八三〇七・九〇  
八三〇八・一〇一八三〇八・二〇  
八三〇八・九〇一八三二〇・〇〇

セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三〇一・六〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八三〇一・七〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八三〇五・一〇号若しくは第八三〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三〇五・一〇号又は第八三〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三〇五・九〇号から第八三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八三〇八・一〇号若しくは第八三〇八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三〇八・一〇号又は第八三〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三〇八・九〇号から第八三一〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

八三一一・一〇―八三二一・三〇

第八三一一・一〇号から第八三二一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八三一一・九〇

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八三一一・一〇号から第八三一一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇―八四〇一・三〇

第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

八四〇一・四〇

第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四〇二・一一―八四〇二・二〇

第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四〇二・一一号から第八四

八四〇二・九〇  
八四〇三・一〇  
八四〇三・九〇  
八四〇四・一〇  
八四〇四・二〇  
  
八四〇四・九〇  
八四〇五・一〇  
八四〇五・九〇  
八四〇六・一〇  
八四〇六・八一―八四〇六・八二  
八四〇六・九〇―八四〇八・九〇  
八四・〇九  
八四一〇・一一―八四一〇・一三

〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)  
第八四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四〇三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更  
第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四〇四・一〇号の産品への他の号の材料からの変更  
第八四〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更  
第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更  
第八四〇六・八一号又は第八四〇六・八二号の産品への第八四〇六・八一号及び第八四〇六・八二号以外の号の材料からの変更  
第八四〇六・九〇号から第八四〇八・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更  
第八四・〇九項の産品への他の項の材料からの変更  
第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号まで以外の号の材料からの変更

八四一〇・九〇	八四一〇・九〇
八四一一・一一―八四二一・八二	八四一一・一一―八四二一・八二
八四二一・九一―八四二一・九九	八四二一・九一―八四二一・九九
八四二二・一〇―八四二二・八〇	八四二二・一〇―八四二二・八〇
八四二二・九〇	八四二二・九〇
八四二三・一一―八四二三・八二	八四二三・一一―八四二三・八二
八四二三・九一―八四二三・九二	八四二三・九一―八四二三・九二
八四二四・一〇―八四二四・八〇	八四二四・一〇―八四二四・八〇
八四二四・九〇	八四二四・九〇
八四二五・一〇―八四二五・八三	八四二五・一〇―八四二五・八三
八四一五・九〇	八四一五・九〇
八四一六・一〇―八四一六・三〇	八四一六・一〇―八四一六・三〇

第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への第八四一一・一 一号から第八四一一・八二号まで以外の号の材料からの変更	第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への第八四一一・一 一号から第八四一一・八二号まで以外の号の材料からの変更
第八四一一・九一号又は第八四一一・九九号の産品への他の項の材料からの変更	第八四一一・九一号又は第八四一一・九九号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更	第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更
第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更	第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更
第八四一三・九一号又は第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更	第八四一三・九一号又は第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更	第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更
第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の項の材料か らの変更又は、	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の項の材料か らの変更又は、
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一五・一〇号から第八四 一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一五・一〇号から第八四 一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の	第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の

八四一六・九〇

八四一七・一〇―八四二七・八〇

八四一七・九〇

八四一八・一〇―八四二八・六九

八四一八・九一―八四二八・九九

八四一九・一一―八四二九・八九

八四一九・九〇

八四二〇・一〇

号の材料からの変更

第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四一八・九一又は第八四一八・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四二〇・一〇号の産品への



八四二〇・九一―八四二〇・九九	関税分類の変更を必要としない。)
八四二二・一一―八四二二・三九	
八四二二・九一―八四二二・九九	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四二二・一一―八四二二・四〇	
八四二二・九〇	第二一・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四二三・一〇―八四二三・八九	
八四二三・九〇	第八四二一・九一号又は第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更
八四二四・一〇―八四二四・八九	
八四二四・九〇―八四三〇・六九	第八四二二・一一号から第八四二二・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四・三一	
八四三二・一〇―八四三二・八〇	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

---

八四三二・九〇  
八四三三・一一―八四三三・六〇  
八四三三・九〇  
八四三四・一〇―八四三四・二〇  
八四三四・九〇  
八四三五・一〇  
八四三五・九〇  
八四三六・一〇―八四三六・八〇  
八四三六・九一―八四三六・九九  
八四三七・一〇―八四三七・八〇  
八四三七・九〇  
八四三八・一〇―八四三八・八〇  
八四三八・九〇  
八四三九・一〇―八四三九・三〇

---

号の材料からの変更  
第八四三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四三四・一〇号又は第八四三四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八四三四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四三五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更  
第八四三五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八四三六・九一号又は第八四三六・九九号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四三七・一〇号又は第八四三七・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の

---

八四三九・九一―八四三九・九九	号の材料からの変更
八四四〇・一〇	第八四三九・九一号又は第八四三九・九九号の産品への他の項の材料からの変更
八四四〇・九〇	第八四四〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四四一・一〇―八四四一・八〇	第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四四一・九〇	第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四四二・一〇―八四四二・三〇	第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四四二・四〇―八四四二・五〇	第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八四四三・一一―八四四三・六〇	第八四四二・四〇号又は第八四四二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四四三・九〇―八四四四・〇〇	第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四・四五―八四・四七	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四八・一一―八四四八・一九	第八四四三・九〇号又は第八四四四・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
	第八四・四五項から第八四・四七項までの各項の産品への第八四・四五項から第八四・四七項まで以外の項の材料からの変更
	第八四四八・一一号又は第八四四八・一九号の産品への当該各号以外の号の材料か

八四四八・二〇―八四四九・〇〇

八四五〇・一一―八四五〇・二〇

八四五〇・九〇

八四五一・一〇―八四五二・八〇

八四五一・九〇

八四五二・一〇―八四五二・二九

八四五二・三〇―八四五二・九〇

八四五三・一〇―八四五三・八〇

らの変更

第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四五二・一〇号から第八四五二・二九号までの各号の産品への第八四五二・一〇号から第八四五二・二九号まで以外の号の材料からの変更

第八四五二・三〇号から第八四五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の

---

八四五三・九〇  
八四五四・一〇―八四五四・三〇  
八四五四・九〇  
八四五五・一〇―八四五五・二二  
八四五五・三〇―八四五五・九〇  
八四・五六―八四・六五  
八四・六六  
八四六七・一一―八四六七・八九  
八四六七・九一―八四六七・九九  
八四六八・一〇―八四六八・八〇

---

号の材料からの変更  
第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四五五・一〇号から第八四五五・二二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八四五五・三〇号又は第八四五五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四・五六項から第八四・六五項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四・六六項の材料からの変更を除く。）又は、  
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四・五六項から第八四・六五項までの各号の産品への他の項の材料からの変更を必要としない。）。  
第八四・六六項の産品への他の項の材料からの変更  
第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

---

八四六八・九〇―八四七三・二九  
 八四七三・三〇  
 八四七三・四〇―八四七三・五〇  
 八四七四・一〇―八四七四・八〇  
 八四七四・九〇  
 八四七五・一〇  
 八四七五・二一―八四七五・二九  
 八四七五・九〇  
 八四七六・二一―八四七六・八九  
 八四七六・九〇  
 八四七七・一〇―八四七七・八〇  
 八四七七・九〇  
 八四七八・一〇  
 八四七八・九〇

第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更  
 第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）  
 第八四七三・四〇号又は第八四七三・五〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号まで以外の号の材料からの変更  
 第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第八四七五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更  
 第八四七五・二一号又は第八四七五・二九号の産品への第八四七五・二一号及び第八四七五・二九号以外の号の材料からの変更  
 第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への第八四七六・二一号から第八四七六・八九号まで以外の号の材料からの変更  
 第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第八四七七・一〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
 第八四七七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第八四七八・一〇号の産品への他の号の材料からの変更  
 第八四七八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四七九・一〇―八四七九・八九

八四七九・九〇―八四八〇・七九

八四八一・一〇―八四八一・八〇

八四八一・九〇

八四八二・一〇―八四八二・八〇

八四八二・九一―八四八二・九九

八四八三・一〇―八四八三・六〇

第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料の変更を必要としない。）。

第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料の変更を必要としない。）。

第八四八二・九一号又は第八四八二・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八四八三・一〇号から第八四

八四八三・九〇―八四八五・九〇

八三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)  
第八四八三・九〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五・〇一―八五・〇二

第八五・〇一項若しくは第八五・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更(第八五・〇三項の材料からの変更を除く。)又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八五・〇一項又は第八五・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八五・〇三

第八五・〇三項の産品への他の項の材料からの変更

八五〇四・一〇―八五〇四・五〇

第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)



---

八五〇四・九〇  
八五〇五・一一―八五〇五・三〇  
八五〇五・九〇  
八五〇六・一〇―八五〇六・四〇  
八五〇六・五〇―八五〇六・八〇  
八五〇六・九〇  
八五〇七・一〇―八五〇七・八〇  
八五〇七・九〇  
八五〇九・一〇―八五〇九・八〇  
八五〇九・九〇  
八五一〇・一〇―八五一〇・三〇

---

第八五〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五〇六・一〇号から第八五〇六・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八五〇六・五〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への第八五〇六・五〇号から第八五〇六・八〇号まで以外の号の材料からの変更  
第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

---

---

八五一〇・九〇  
八五一一・一〇―八五二一・八〇  
八五一一・九〇  
八五二二・一〇―八五二二・四〇  
八五二二・九〇  
八五二三・一〇  
八五二三・九〇  
八五二四・一〇―八五二四・四〇  
八五二四・九〇  
八五二五・一一―八五二五・八〇

---

第八五一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五二二・一〇号から第八五二二・四〇号までの各号の産品への第八五二二・一〇号から第八五二二・四〇号まで以外の号の材料からの変更

○号から第八五二二・四〇号まで以外の号の材料からの変更

第八五二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五二三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五二三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五二四・一〇号から第八五二四・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八五二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五二五・一一号から第八五二五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五二五・一一号から第八五二五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

---

八五一五・九〇

八五一六・一〇―八五二六・八〇

第八五一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一六・九〇

八五一七・一一―八五二七・八〇

第八五一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

八五一七・九〇

八五一八・一〇―八五二八・五〇

第八五一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一八・九〇

八五・一九―八五・二二

第八五一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五・一九項から第八五・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

八五二三・一一―八五二三・三〇

第八五二三・一一号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

八五二三・九〇  
 八五・二四  
 八五・二五―八五・二八  
 八五・二九  
 八五三〇・一〇―八五三〇・八〇  
 八五三〇・九〇  
 八五三一・一〇―八五三一・八〇  
 八五三一・九〇  
 八五三二・一〇―八五三二・三〇  
 八五三二・九〇  
 八五三三・一〇―八五三三・四〇

第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）  
 第八五・二四項の産品への他の項の材料からの変更  
 第八五・二五項から第八五・二八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、  
 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五・二五項から第八五・二八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
 第八五・二九項の産品への他の項の材料からの変更  
 第八五三〇・一〇号又は第八五三〇・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
 第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
 第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
 第八五三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

八五三三・九〇―八五三四・〇〇

八五・三五―八五・三七

八五・三八

八五三九・一〇―八五三九・二一

八五三九・二二―八五三九・四九

八五三九・九〇

八五四〇・一一―八五四〇・八九

八五四〇・九一―八五四〇・九九

八五四一・一〇―八五四一・六〇

第八五三三・九〇号又は第八五三四・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第八五・三五項から第八五・三七項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五・三五項から第八五・三七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五・三八項の産品への他の項の材料からの変更

第八五三九・一〇号又は第八五三九・二一号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八五三九・二二号から第八五三九・四九号までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五三九・二二号から第八五三九・四九号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各々の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八五四〇・九一号又は第八五四〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更

第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各々の産品への当該各号以外の

<p>八五四一・九〇―八五四二・一〇</p> <p>八五四二・二一―八五四二・七〇</p> <p>八五四二・九〇</p> <p>八五四三・一一―八五四三・四〇</p> <p>八五四三・八一―八五四三・八九</p> <p>八五四三・九〇―八五四七・九〇</p> <p>八五四八・一〇</p> <p>八五四八・九〇</p>	<p>号の材料からの変更</p> <p>第八五四一・九〇号又は第八五四二・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更</p> <p>第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p> <p>第八五四二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p> <p>第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八五四三・八一号又は第八五四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更</p> <p>第八五四八・一〇号の産品が第二十九条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
---	---

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九	第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
-------------	--

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一	第八七・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇二―八七・〇四	原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）又は三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七・〇五―八七・一六	第八七・〇五項から第八七・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

からの変更又は、  
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八七・〇五項から第八七・一六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八八・〇一―八八・〇五

第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八九類 船舶及び浮き構造物

八九・〇一―八九・〇八

第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ

れらの部分品及び附属品

<p>九〇〇一・一〇 九〇〇一・二〇―九〇〇二・九〇</p>	<p>第九〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第九〇〇一・二〇号から第九〇〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更</p>
<p>九〇〇三・一一―九〇〇三・一九</p>	<p>第九〇〇三・一一号若しくは第九〇〇三・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇〇三・一一号又は第九〇〇三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇〇三・九〇―九〇〇四・九〇</p>	<p>第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更</p>
<p>九〇〇五・一〇―九〇〇五・八〇</p>	<p>第九〇〇五・一〇号又は第九〇〇五・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p>

九〇〇五・九〇  
 九〇〇六・一〇―九〇〇六・六九  
 九〇〇六・九一―九〇〇六・九九  
 九〇〇七・一一―九〇〇七・二〇  
 九〇〇七・九一―九〇〇七・九二  
 九〇〇八・一〇―九〇〇八・四〇  
 九〇〇八・九〇  
 九〇〇九・一一―九〇〇九・三〇  
 九〇〇九・九一―九〇〇九・九九  
 九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇  
 九〇一〇・九〇  
 九〇一一・一〇―九〇一一・八〇  
 九〇一一・九〇

第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への当該各号以外の  
 号の材料からの変更  
 第九〇〇六・九一号又は第九〇〇六・九九号の産品への他の項の材料からの変更  
 第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
 号の材料からの変更  
 第九〇〇七・九一号又は第九〇〇七・九二号の産品への他の項の材料からの変更  
 第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
 号の材料からの変更  
 第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
 号の材料からの変更  
 第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料か  
 らの変更  
 第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
 号の材料からの変更  
 第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
 号の材料からの変更  
 第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

---

九〇一二・一〇  
九〇一二・九〇  
九〇一三・一〇―九〇一三・八〇  
九〇一三・九〇  
九〇一四・一〇―九〇一四・八〇  
九〇一四・九〇  
九〇一五・一〇―九〇一五・八〇  
九〇一五・九〇―九〇一六・〇〇  
九〇一七・一〇―九〇一七・八〇  
九〇一七・九〇  
九〇一八・一一―九〇一八・一二

---

第九〇一二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更  
第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇一五・九〇号又は第九〇一六・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更  
第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇一八・一一号若しくは第九〇一八・一二号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇一八・一一号又は第九〇一八・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

---

九〇一八・一三―九〇一八・一四  
九〇一八・一九

九〇一八・二〇―九〇一八・五〇

九〇一八・九〇

九〇・一九―九〇・二二

九〇二二・一二―九〇二二・三〇

九〇二二・九〇―九〇二三・〇〇

九〇二四・一〇―九〇二四・八〇

九〇二四・九〇

第九〇一八・一三号又は第九〇一八・一四号の産品への他の項の材料からの変更

第九〇一八・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇一八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九〇一八・二〇号から第九〇一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第九〇一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九〇一八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九〇・一九項から第九〇・二二項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更

第九〇二二・九〇号又は第九〇二三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第九〇二四・一〇号又は第九〇二四・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

---

九〇二五・一一―九〇二五・八〇  
九〇二五・九〇  
九〇二六・一〇―九〇二六・八〇  
九〇二六・九〇  
九〇二七・一〇―九〇二七・八〇  
九〇二七・九〇  
九〇二八・一〇―九〇二八・三〇  
九〇二八・九〇  
九〇二九・一〇―九〇二九・二〇  
九〇二九・九〇  
九〇三〇・一〇―九〇三〇・八九  
九〇三〇・九〇  
九〇三一・一〇―九〇三一・八〇

---

第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇二九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更  
第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

---

第九一類 時計及びその部分品

九〇三二・九〇  
 九〇三二・一〇―九〇三二・八九  
 九〇三二・九〇―九〇三三・〇〇

第九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への当該各号以外の  
 号の材料からの変更  
 第九〇三二・九〇号又は第九〇三三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の  
 項の材料からの変更

九一〇一・一一―九一一一・八〇

九一一一・九〇  
 九一一二・二〇  
 九一一二・九〇

第九一〇一・一一号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への当該各号が属す  
 る項以外の項の材料からの変更又は、  
 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー  
 セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九一〇一・一一号から第九一  
 一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
 第九一一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
 第九一一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パー  
 セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九一一二・二〇号の産品への  
 関税分類の変更を必要としない。）。  
 第九一一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

<p>九一一三・一〇―九一一三・二〇  九一一三・九〇  九一・一四</p>	<p>第九一一三・一〇号若しくは第九一一三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九一一三・一〇号又は第九一一三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  第九一一三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更  第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更</p>
--	---

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

<p>九二・〇一―九二・〇九</p>	<p>第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--------------------	---

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

<p>九三・〇一―九三・〇五</p>	<p>第九三・〇一項から第九三・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--------------------	---

九三・〇六一九三・〇七

第九三・〇六項若しくは第九三・〇七項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九三・〇六項又は第九三・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇一―九四〇一・八〇

第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九四〇一・九〇

第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更

九四・〇二

第九四・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、



九四〇三・一〇―九四〇三・八〇

九四〇三・九〇

九四〇四・一〇―九四〇四・三〇

九四〇四・九〇

九四〇五・一〇―九四〇五・六〇

九四〇五・九一―九四〇五・九九

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更を必要としない。）。

第九四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第九四〇四・一〇号から第九四〇四・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第九四〇四・九〇号の産品（布団製品）への他の項の材料からの変更

第九四〇四・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更

第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更を必要としない。）。

第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

九四・〇六

第九四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇一

九五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（九五・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九五〇二・一〇

九五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（九五〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九五〇二・九一―九五〇二・九九

九五〇二・九一号又は九五〇二・九九号の産品への他の項の材料からの変更

九五・〇三―九五・〇八

九五・〇三項から九五・〇八項までの各々の産品への他の類の材料からの変更

又は、

原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（九五・〇三項から九五・〇八項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九六類 雑品

<p>九六〇一・一〇―九六〇六・一〇 九六〇六・二一―九六〇六・二九</p>	<p>第九六〇一・一〇号から第九六〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への他の類の産品への他の類の材料からの変更を必要としない。）。</p>
<p>九六〇六・三〇 九六〇七・一一―九六〇七・一九</p>	<p>第九六〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 第九六〇七・一一号若しくは第九六〇七・一九号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇七・一一号又は第九六〇七・一九号の産品への他の類の産品への他の類の材料からの変更を必要としない。）。</p>
<p>九六〇七・二〇 九六〇八・一〇―九六〇八・五〇</p>	<p>第九六〇七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九六〇八・一〇号から第九六〇八・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇七・一一号又は第九六〇七・一九号の産品への他の類の産品への他の類の材料からの変更を必要としない。）。</p>

<p>九六〇八・六〇―九六〇八・九九  九六・〇九―九六・一二  九六一三・一〇―九六一三・八〇  九六一三・九〇―九六一八・〇〇</p>	<p>セント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  第九六〇八・六〇号から第九六〇八・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更  第九六・〇九項から第九六・一二項までの各号の産品への他の類の材料からの変更  第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、  原産資格割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更</p>
---	---

第二一部 美術品、収集品及びこつとう（第九七類）

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

<p>九七・〇一―九七・〇六</p>	<p>第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--------------------	---



附属書三（第四章関係） 権限のある当局

- 1 日本国については、経済産業省
- 2 チリについては、外務省国際経済関係総局

附属書四（第四章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

- 1 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
- 2 輸入者の氏名又は名称、住所及び国名
- 3 証明番号
- 4 産品の原産国
- 5 仕入書の番号及び日付
- 6 輸送手段の詳細（判明している場合）
- 7 統一システムの関税分類番号（六桁<sup>けた</sup>番号）
- 8 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
- 9 数量（単位）
- 10 特恵の基準
- 11 輸出者の申告

12

証明



附属書五（第八章、第十章関係） 法令第六百号

（法令第六百号に係るチリの留保につき省略）

附属書六（第八章、第九章関係） 現行の措置に関する留保

1 各締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七十九条1及び第一百条1の規定に従って記載するものである。

- (a) 第七十三条又は第七七条
- (b) 第七十四条又は第一百八条
- (c) 第七七条
- (d) 第七十八条
- (e) 第九九条

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続しており、又は更新される措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
- (g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第八章及び第九章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。
- 4 「留保の種類」に特定する義務は、第七十九条1(a)及び第一百十条1(a)の規定に従い、「措置」に明示する法令その他の措置については、適用しない。
- 5 締約国が自国の区域内におけるサービスの提供の条件としてサービス提供者に対し自国の自然人又は居住者であることを求める措置を維持する場合において、第七百七条、第七百八条又は第七百九条について当該措

置に関する留保が行われるときは、当該措置がとられる限度において、第七十三条、第七十四条又は第七十七条についても留保が行われたものとする。

6 この附属書の適用上、

(a) 「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一	
分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業
産業分類	J S I C 八六 自動車整備業
留保の種類	現地における拠点（第九九条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六章

二	
<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置</p>	<p>概要</p>
<p>事業サービス</p> <p>J S I C 九〇五一 民営職業紹介業</p> <p>J S I C 九〇九五 労働者派遣業</p> <p>現地における拠点（第九九条）</p> <p>中央政府</p> <p>職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三章</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章</p> <p>港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章</p> <p>船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第三章</p> <p>建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、及び、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。</p> <p>(a) 民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。）</p>	<p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。</p>

四	三	
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
債権管理回収業	建設業 J S I C ○六 総合工事業 J S I C ○七 職別工事業（設備工事業を除く。） J S I C ○八 設備工事業 現地における拠点（第九九条） 中央政府 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章 国境を越えるサービスの貿易 1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。	(b) 労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。）

五	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第七十三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	J S I C 六六一九 その他の補助的金融業・金融附帯業 現地における拠点（第九十九条） 中央政府 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第三条及び第四条 国境を越えるサービスの貿易 日本国の法律に基づき設立された株式会社のみが、法務大臣の許可を条件として、日本国内において債権管理回収業を営むことができる。債権管理回収業を営む株式会社は、日本国内に営業所を設置しなければならない。

七	六
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業	情報通信業 電気通信業 J S I C 三七二一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七四一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第七十三条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 中央政府 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 投資 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。



八		
分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要	産業分類
製造業 医薬品製造業 J S I C 一七六三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第七十三条）	<p>投資</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>中央政府</p> <p>内国民待遇（第七十三条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p>	<p>J S I C 三七二一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七二二 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七二九 その他の固定電気通信業</p> <p>J S I C 三七三一 移動電気通信業</p> <p>J S I C 四〇一一 インターネット付随サービス業</p> <p>注 J S I C 三七二一、三七二二、三七二九、三七三一又は四〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。</p>

九		<p>分野 小分野 産業分類</p> <p>製造業 皮革及び皮革製品製造業</p> <p>J S I C 一二五七 毛皮製衣服・身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一二五九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一七九四 ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 二〇二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二一 なめし革・同製品・毛皮製造業</p> <p>J S I C 三二三四 運動用具製造業</p> <p>注1 J S I C 一二五九又は三二三四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C 一七九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）</p>	<p>政府の段階 措置 概要</p>	<p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>投資</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>
---	--	--	----------------------------	--

十	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	留保の種類 政府の段階 措置 概要
船舶の国籍に関する事項  内国民待遇（第七十三条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 投資 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第七十三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	計量サービス  J S I C 九〇二 商品検査業 J S I C 九〇三 計量証明業 現地における拠点（第九九条） 中央政府 計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号） 国境を越えるサービスの貿易 1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を
----	---	---

十三		
分野 小分野	<p>概要</p> <p>措置</p> <p>政府の段階</p> <p>留保の種類</p> <p>産業分類</p> <p>小分野</p>	<p>十二</p> <p>分野</p> <p>小分野</p>
鉱業	<p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）</p> <p>日本国の法令に基づき厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>医療及び福祉</p> <p>J S I C 七五九九 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業</p> <p>現地における拠点（第百九条）</p> <p>中央政府</p> <p>5 設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。</p> <p>5 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。</p> <p>6 計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。</p>

	十四
産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類
<p>J S I C 〇五 鉱業</p> <p>内国民待遇（第七十三条及び第七七条） 現地における拠点（第九九条）</p> <p>中央政府</p> <p>鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。</p>	<p>石油業</p> <p>J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業</p> <p>J S I C 一八一 石油精製業</p> <p>J S I C 一八二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）</p> <p>J S I C 一八四一 舗装材料製造業</p> <p>J S I C 一八九九 他に分類されない石油製品・石炭製品製造業</p> <p>J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）</p> <p>J S I C 四七二 冷蔵倉庫業</p> <p>J S I C 五二三 石油卸売業</p> <p>J S I C 六〇三 ガソリンスタンド</p> <p>J S I C 六〇三二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）</p>

十五		
分野	産業分類	
小分野		
留保の種類	政府の段階	措置
概要		
		<p>J S I C 九〇九九 他に分類されないその他の事業サービス業</p> <p>注1 J S I C 一八四一、一八九九、四七一、四七二一又は六〇三二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。</p> <p>注2 J S I C 九〇九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第七十三条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>投資</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>
	<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書七の日本の表の八の項で規定されているものを除く。）</p>	<p>J S I C 〇一 農業</p> <p>J S I C 〇二 林業</p>

十六	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	自由職業サービス J S I C 八〇一一 法律事務所 現地における拠点(第百九条) 中央政府 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三章、第四章、第四章の二及び第五章
	留保の種類 政府の段階 措置 概要	J S I C 〇三 漁業 J S I C 〇四 水産養殖業 J S I C 六二二四 農業協同組合 J S I C 六二二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合 J S I C 七九一 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) 内国民待遇(第七十三条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書七の日本の表の八の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外国投資家について適用する。



十八		
分野	<p>十七 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	概要
自由職業サービス	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 八〇一一 法律事務所 現地における拠点（第百九条） 中央政府</p> <p>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第四章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>外国法事務弁護士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有していなければならない。</p> <p>日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。</p>	<p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有していなければならない。その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。</p> <p>法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。</p>

十九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス J S I C 八〇二一 公証人役場、司法書士事務所 内国民待遇（第七七条） 現地における拠点（第九九条） 中央政府 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章 国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができ 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。
	小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	J S I C 八〇二二 特許事務所 現地における拠点（第九九条） 中央政府 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第六章及び第八章 国境を越えるサービスの貿易 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しな ばならない。

二十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス  J S I C 八〇二一 公証人役場、司法書士事務所 現地における拠点（第九九条） 中央政府 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三章、第四章、第五章及び第七章 国境を越えるサービスの貿易 司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有していなければならない。その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。
二十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス  J S I C 八〇三一 公認会計士事務所 現地における拠点（第九九条） 中央政府 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）第五章の二及び第七章 国境を越えるサービスの貿易 監査サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない

		ない。
二十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス  J S I C 八〇三二 税理士事務所 現地における拠点（第九九条） 中央政府 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章、第五章の二、第六章及び第七章 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号） 国境を越えるサービスの貿易 税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有していなければならない。その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
二十三	分野 小分野 産業分類	自由職業サービス  J S I C 八〇五一 建築設計業 J S I C 八〇九七 不動産鑑定業 J S I C 八〇九八 行政書士事務所

<p>二十四</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>J S I C 八〇九二 社会保険労務士事務所 現地における拠点（第九九条） 中央政府</p> <p>社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二、第四章の二及び第四章の三 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有していなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。</p> <p>社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人</p>
	<p>留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>J S I C 八〇九九 他に分類されない専門サービス業 現地における拠点（第九九条） 中央政府</p> <p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国の法令により建築士としての資格を有する建築士又はこれを使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとするときは、日本国内に事務所を設置しなければならない。</p>

		<p>を設立しなければならない。</p>
<p>二十五</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>自由職業サービス J S I C 八〇九八 行政書士事務所 現地における拠点（第百九条） 中央政府 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条、第六条の二、第八条及び第十九条 国境を越えるサービスの貿易 行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有していなければならない、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。</p>
<p>二十六</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>自由職業サービス J S I C 八〇九九 他に分類されない専門サービス業 現地における拠点（第百九条） 中央政府 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章、第四章、第五章及び第七章 国境を越えるサービスの貿易 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士とし</p>

	二十七	<p>ての資格を有していなければならない、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。</p> <p>土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。</p>
	<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>不動産業</p> <p>J S I C 六八一 建物売買業</p> <p>J S I C 六八二 土地売買業</p> <p>J S I C 六八二 不動産代理業・仲介業</p> <p>J S I C 六九四 不動産管理業</p> <p>現地における拠点(第九九条)</p> <p>中央政府</p> <p>宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二章</p> <p>不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二章</p> <p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)第三章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。</p> <p>2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務</p>
<p>概要</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p>		

二十九		
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
船員 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 四五一 外航海運業 J S I C 四五二 沿海海運業 内国民待遇（第一百七条）	不動産鑑定業 J S I C 八〇九七 不動産鑑定業 現地における拠点（第九九条） 中央政府 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第三章 国境を越えるサービスの貿易 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。	3 所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。



	三十
<p>政府の段階 措置</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置</p>
<p>中央政府 船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 第九次雇用対策基本計画（平成十一年八月十三日閣議決定） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号） 国境を越えるサービスの貿易 日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。</p>	<p>警備業 J S I C 九〇六一 警備業 内国民待遇（第七十三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

三十二	三十一
分野 小分野	分野 小分野 産業分類
測量業	<p>職業上の安全及び衛生に関連するサービス</p> <p>J S I C 七七二二 職業訓練施設</p> <p>J S I C 八〇九九 他に分類されない専門サービス業</p> <p>J S I C 九〇二一 商品検査業</p> <p>J S I C 九〇三二 環境計量証明業</p> <p>現地における拠点（第九九条）</p> <p>中央政府</p> <p>労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章</p> <p>登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号）</p> <p>作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章</p> <p>作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。</p>

	三十三
産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
J S I C 八〇五二 測量業 現地における拠点(第百九条) 中央政府 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第六章 国境を越えるサービスの貿易 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇(第七十三条) 最恵国待遇(第七十四条) 経営幹部及び取締役会(第七十八条) 中央政府 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行お

- 
- 
- うとする外国投資家について適用する。
- 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
- (a) 日本国の国籍を有しない自然人
  - (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
  - (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
  - (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
- 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
- 3 日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて、当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものから、その氏名又は名称及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)の法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。
- 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。
- 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は
-

	三十四	
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	<p>6 貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。          6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p> <p>運輸業          航空運輸業</p> <p>J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）          内国民待遇（第七十三条及び第七七条）          経営幹部及び取締役会（第七十八条）          中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条          対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条          航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章          投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人          (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの          (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p>

	三十五
	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p> <p>政府の段階 措置 概要</p> <p>運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第七十三条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 投資</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のおよそ三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p>

三十七	三十六	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第七十三条及び第七七条）	運輸業 通関業 J S I C 四八九九 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 現地における拠点（第九九条） 中央政府 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二章 国境を越えるサービスの貿易 通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。	2 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

三十八	
分野	<p>概要</p> <p>措置</p> <p>政府の段階</p>
運輸業	<p>最恵国待遇（第七十四条及び第八百八条）        経営幹部及び取締役会（第七十八条）        現地における拠点（第九百九条）</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで        貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）        投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づきなされ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。</p>



小分野 産業分類	留保の種類	政府の段階	措置	概要
貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	内国民待遇（第七十三条） 最恵国待遇（第七十四条）	経営幹部及び取締役会（第七十八条） 中央政府	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）	投資 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のお三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義

	三十九	に基づきなされ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。
	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 鉄道業 J S I C 四二 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第七十三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
四十	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第七十三条）

<p>四十一</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>運輸業 道路運送業 J S I C 四三 道路旅客運送業 J S I C 四四 道路貨物運送業 現地における拠点（第九九条） 中央政府 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二章 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章 国境を越えるサービスの貿易 旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、</p>
	<p>政府の段階 措置 概要</p>	<p>中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行うとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>

	四十二	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>概要</p> <p>運輸業</p> <p>運輸に附帯するサービス業</p> <p>内国民待遇（第七七条）</p> <p>現地における拠点（第九九条）</p> <p>中央政府</p> <p>水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第二章及び第三章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。</p> <p>同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。</p>
四十三	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p>	<p>運輸業</p> <p>水運業</p> <p>J S I C 四五一 外航海運業</p> <p>内国民待遇（第七七条）</p> <p>最恵国待遇（第八八条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭</p>

	<p>概要</p>
<p>四十四</p>	<p>分野 小分野 産業分類</p>
<p>留保の種類 政府の段階 措置 概要</p> <p>投資</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>	<p>和五十二年法律第六十号） 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>チリにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、チリの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。</p> <p>運輸業 水運業</p> <p>J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業</p> <p>内国民待遇（第七十三条） 中央政府</p>

四十六	四十五
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
技能検定  現地における拠点（第九九条） 中央政府 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章 国境を越えるサービスの貿易	運輸業 水運業  内国民待遇（第七十三条及び第七七条） 最恵国待遇（第七十四条及び第八八条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

	四十七	四十八
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置
<p>労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。</p>	<p>上水道業</p> <p>J S I C 三六一一 上水道業</p> <p>内国民待遇（第七十三条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>投資</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>卸売業及び小売業</p> <p>家畜</p> <p>J S I C 五一一九 その他の農畜産物・水産物卸売業</p> <p>現地における拠点（第百九条）</p> <p>中央政府</p> <p>家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条</p>

(チリの表は省略)

概要
<p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあつせんをいう。</p>



附属書七（第八章、第九章関係） 将来の措置に関する留保

1 各締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七十九条2及び第一百条2の規定に従って記載するものである。

- (a) 第七十三条又は第七七条
- (b) 第七十四条又は第八八条
- (c) 第七七条
- (d) 第七十八条
- (e) 第九九条

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」がその他のすべての事項に優先する。
- 4 「留保の種類」に特定する義務は、第七十九条2及び第一百条2の規定に従い、「概要」に記載する分野、小分野及び活動については、適用しない。
- 5 この附属書の適用上、
  - (a) 「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一	分野 小分野 産業分類 留保の種類	すべての分野
現行の措置	概要	<p>投資</p> <p>内国民待遇（第七十三条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条）</p> <p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を留保する。</p> <p>(a) チリの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限する権利</p> <p>(b) チリの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限する権利</p> <p>(c) 後継企業の経営幹部又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利</p>

三	二
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
すべての分野  最恵国待遇（第七十四条及び第八八条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易	すべての分野  内国民待遇（第七十三条及び第七七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第九九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国における 電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の 製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場 合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本 国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現在の措置

四	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	現行の措置
<p>概要</p> <p>すべての分野（新たなサービス）</p> <p>内国民待遇（第七七条）</p> <p>最恵国待遇（第八八条）</p> <p>現地における拠点（第九九条）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名されたすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>2 日本国は、1に規定する協定以外のすべての二国間又は多数国間の協定に従い各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p>

	五
現 行 の 措 置	分 野  小 分 野  産 業 分 類
<p>この協定の効力発生時にJ S I C又はC P Cにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本政府が認識し得たものとする。</p> <p>日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業</p> <p>J S I C 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業</p> <p>J S I C 二七四 電子応用装置製造業</p> <p>J S I C 二七五 電気計測器製造業</p> <p>J S I C 二七九 その他の電気機械器具製造業</p> <p>J S I C 二八 情報通信機械器具製造業</p> <p>J S I C 二九 電子部品・デバイス製造業</p> <p>J S I C 三〇四 航空機・同附属品製造業</p> <p>J S I C 三〇五九 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業</p> <p>J S I C 三〇九九 他に分類されない輸送用機械器具製造業</p> <p>J S I C 八七一 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）</p> <p>J S I C 八七二 電気機械器具修理業</p>

六	
分野	<p>留保の種類</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>
武器・火薬産業	<p>注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一又 は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第七十三条及び第七十七条） 特定措置の履行要求（第七十七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第九十九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>日本国は、次のサービスを含む航空機産業及び宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス</p> <p>(b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス</p> <p>(c) 修理及び保守のサービス</p> <p>(d) 宇宙輸送サービス</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>

留保の種類	小分野	産業分類	
内国民待遇（第七十三条及び第七七条） 特定措置の履行要求（第七十七条）	武器産業 火薬類製造業	J S I C 一七九一 火薬類製造業	
		J S I C 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	
		J S I C 二七四 電子応用装置製造業	
		J S I C 二七五 電気計測器製造業	
		J S I C 二七九 その他の電気機械器具製造業	
		J S I C 二八 情報通信機械器具製造業	
		J S I C 二九 電子部品・デバイス製造業	
		J S I C 三〇三 船舶製造・修理業、船用機関製造業	
		J S I C 三〇五九 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
		J S I C 三〇九九 他に分類されない輸送用機械器具製造業	
		J S I C 三二八一 武器製造業	
		J S I C 八七一 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）	
		J S I C 八七二 電気機械器具修理業	
		注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八七一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、武器産業に関連するものに限られる。	



七	
分野 小分野 産業分類	概要 現行の措置
エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 J S I C 〇五一九 その他の金属鉱業（核原料物質に限る。） J S I C 二四九一 核燃料製造業 J S I C 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第九九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて、又は契約に基づいて行う生産に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

留保の種類	
	J S I C 二七四 電子応用装置製造業
	J S I C 二七五 電気計測器製造業
	J S I C 二七九 その他の電気機械器具製造業
	J S I C 二八 情報通信機械器具製造業
	J S I C 二九 電子部品・デバイス製造業
	J S I C 三〇三 船舶製造・修理業、船用機関製造業
	J S I C 三〇五九 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
	J S I C 三〇九九 他に分類されない輸送用機械器具製造業
	J S I C 三三一 電気業
	J S I C 三四一 ガス製造工場
	J S I C 三四一二 ガス供給所
	J S I C 三四一三 ガス事業所（本社、営業所等）
	J S I C 八五九九 他に分類されない廃棄物処理業
	J S I C 八七一 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
	J S I C 八七二 電気機械器具修理業
	注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八五九九、八七一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。
	内国民待遇（第七十三条及び第七七条）
	最恵国待遇（第八八条）

八	
分野 小分野 産業分類  留保の種類	概要  現行の措置
漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八四九三 遊漁船業 内国民待遇（第七十三条及び第七七条） 最恵国待遇（第七十四条及び第八八条） 特定措置の履行要求（第七七条）	特定措置の履行要求（第七七条） 経営幹部及び取締役会（第七八条） 現地における拠点（第九九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又はこれらのエネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）第五章

九	
分野 小分野	<p>概要</p> <p>現行の措置</p>
情報通信業 放送業	<p>経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第九十九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 水産資源の採取を伴わない調査</li> <li>(b) 集魚</li> <li>(c) 漁獲物の保蔵及び加工</li> <li>(d) 漁獲物及びその製品の輸送</li> <li>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給</li> </ul> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>

十	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	産業分類 留保の種類
土地取引に関する事項 内国民待遇（第七十三条） 最恵国待遇（第七十四条）	産業分類 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業 留保の種類 内国民待遇（第七十三条及び第七七条） 特定措置の履行要求（第七七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第九九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 概要 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五十二条の八及び第五十二条の十三

十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類	<p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>内国民待遇（第七十三条及び第七七条） 最恵国待遇（第七十四条及び第八八条）</p>
十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	<p>投資</p> <p>日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、外国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国における当該外国の国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p> <p>警備業</p> <p>J S I C 九〇六 警備業</p> <p>内国民待遇（第七七条）</p> <p>現地における拠点（第九九条）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第四条及び第五条</p>

(チリの表は省略)

	概要
現行の措置	<p>特定措置の履行要求（第七十七条） 経営幹部及び取締役会（第七十八条） 現地における拠点（第九十九条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

附属書八（第八章関係） 資金の移転

（資金の移転に係る千りの留保につき省略）



附属書九（第八章関係） 収用

両締約国は、第八十二条1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又はその他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。当該締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(i) 政府の行為の経済的な影響（ただし、当該行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(ii) 政府の行為が投資財産から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度

- (iii) 政府の行為の性質（当該行為が無差別なものであるか否かを含む。）
- (iv) 政府の行為の目的（当該行為が正当な公の目的のために行われるか否かを含む。）

附属書十（第十章関係） 第一百八条及び第一百九条に関する表

日本国の表

注釈

1 第一百八条及び第一百九条の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指針（二十一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

2 日本国は、第二百二十三条の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

分野又は小分野	A 保険及び保険関連のサービス	B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
市場アクセスに係る制限	制限しない（注）。 注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。	制限しない。
内国民待遇に係る制限	制限しない。	預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

（チリの表は省略）

附属書十一（第十章関係） 第二百二十条1に関する表

日本国の表

注釈

1 第二百二十条1の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

2 日本国は、第二百二十八条(b)(i)に定義する国境を越える金融サービスの貿易に関してのみ、第二百二十条1の規定による約束を行う。

分野又は小分野	制限及び条件
A 保険及び保険関連のサービス	
次の事項に関連する危険に対す	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原

<p>金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに第二百二十八条(e)(ii)(K)に規定する</p>	<p>B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）</p>	<p>る保険</p> <p>(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのもから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の貨物</p> <p>再保険及び再々保険並びに第二百二十八条(e)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス</p>
<p>投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。</p>		<p>則として業務上の拠点が必要である。</p> <p>(a) 日本国内で運送される貨物</p> <p>(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶</p> <p>日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。</p>

条(e)(ii)(L)に規定する銀行サービス  
その他の金融サービスについての  
助言その他の補助的な金融サービ  
ス（仲介を除く。）

（チリの表は省略）

附属書十二（第十章関係） 第二百二十条2に関する表

日本国の表

注釈

第二百二十条2の規定による表への記載は、適用される範囲内で、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

分野又は小分野	制限及び条件
<p>A 保険及び保険関連のサービス</p> <p>次の事項に関連する危険に対する保険</p> <p>(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送</p>	<p>次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。</p> <p>(a) 日本国内で運送される貨物</p> <p>(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶</p>



<p>貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのもから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の貨物</p> <p>再保険及び再々保険並びに第二百二十八条(e)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス</p>	<p>貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのもから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。</p> <p>(ii) 国際間の運送中の貨物</p> <p>再保険及び再々保険並びに第二百二十八条(e)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス</p>
<p>B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）</p> <p>第二百二十八条(e)(ii)(A)から(L)までに規定する金融サービス</p>	<p>日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。</p>
<p>制限しない。</p>	

(チリの表は省略)

附属書十三（第十一章関係） 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分

第一節 商用訪問者

1 業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（一方の締約国において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、一方の締約国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスの提供に従事することなく一方の締約国に滞在する他方の締約国の国民については、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。

2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、次のものを含む入国審査のために必要な文書が提示された場合には、一方の締約国の国民に対し、労働の許可の取得を要求することなく、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であつて、第十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a) 当該一方の締約国の国籍を有していることを証明するもの

- (b) 当該国民が1にいう業務活動に従事することを証明する文書
  - (c) 当該国民が国内の雇用市場への参入を求めないことを証明する証拠
- 3 一方の締約国は、他方の締約国の国民が次の(a)及び(b)の事項を証明することにより2(c)の要件を満たすこととなることを認める。
- (a) 予定されている業務活動の報酬の源泉が、当該一方の締約国の国外にあること。
  - (b) 業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所が、主として当該一方の締約国の国外にあること。
- 4 締約国は、業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所について、口頭による申告を受理することができる。締約国は、更なる証明を要求する場合には、原則として、これらの事項を証明する雇用者からの書簡を十分な証拠であると認める。
- 5 いずれの締約国も、次の事項を行ってはならない。
- (a) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、事前承認の手續又は同様の効果を有する他の手續を要求すること。

(b) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持すること。

6 一方の締約国は、5の規定にかかわらず、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

## 第二節 企業内転勤者

1 一方の締約国の国民（他方の締約国への入国及び当該他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該他方の締約国においてサービスを提供する企業又は当該他方の締約国において投資を行う企業によって雇用されているものに限る。）であつて、当該他方の締約国における当該企業の支店若しくは代表事務所に移任するもの又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、かつ、当該他方の締約国において設立され、若しくは組織される企業に移任するものは、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、次のいずれかの活動に従事することを条件とする。

(a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動

(b) 役員又は監査役として企業を管理する活動

(c) 企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(d) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(e) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

当該他方の締約国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動

注釈1 この1の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財

務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

注釈2 この1(d)又は(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要と

する活動とは、この1に規定する国民が、原則として大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修

了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事す

ることができない活動をいう。

2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、一方の締約国の国民に対し、許可する。ただし、当該

国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であつて、第

十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3 いずれの締約国も、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

4 一方の締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

### 第三節 投資家

1 次のいずれかの活動に従事する一方の締約国の国民については、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 他方の締約国における事業に投資して、その経営を行う活動

(b) 他方の締約国の者以外の者であって、当該他方の締約国における事業に投資しているものに代わって、その経営を行う活動

(c) 他方の締約国における事業であって、当該他方の締約国の者以外の者が投資しているものの管理

2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、一方の締約国の国民に対し、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であって、第

十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

3 いずれの締約国も、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

4 一方の締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第四節 一方の締約国の国民であつて、他方の締約国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事するもの

1 付録二に定める一方の締約国の国民は、付録一の規定に従い、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される他方の締約国の出入国管理に関する法令であつて、十一章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2 いずれの締約国も、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

3 一方の締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前

に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。



付録一

- 1 日本国については、次のとおりとする。
  - (a) 第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、チリの国民は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在が許可される。
  - (b) 第二節から第四節までに規定する入国及び一時的な滞在については、チリの国民は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在が許可される。
- 2 チリについては、次のとおりとする。
  - (a) この附属書に規定するいずれの区分においてチリに入国する日本国の国民についても、国の利益となる活動に従事するものとみなされる。
  - (b) 第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国の国民は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在が許可される。
  - (c) 第二節から第四節までに規定する入国及び一時的な滞在については、一年間を超えない一時的な滞在

のための査証が発給される。当該査証は、その基礎となった条件が引き続き効力を有していることを条件として、日本国の国民に対し永続的な居住を申請することを要求することなく、その後の期間について更新される。

(d) チリに入国する日本国の国民は、外国人用の身分証明書を取得することができる。

付録二

1 第四節の規定の適用上、日本国は、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき日本国に一時的に滞在する間に、次のいずれかの専門的な業務活動に従事するチリの国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

- (a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動
- (b) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動

注釈1 この1(a)及び(b)に規定する活動は、それぞれ、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）でその範囲が定められている「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくものとする。

注釈2 この1(a)又は(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、この1に規定する国民が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修

了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができる活動をいう。

2 第四節の規定の適用上、チリは、専門家若しくは高度な技術者として業務活動に従事し、又は特定の職業に関連する研修に係る職務（セミナーの運営を含む。）を遂行することを求める日本国の国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該国民が次のものを提示することを条件とする。

- (a) 日本国の国籍を有していることを証明するもの
- (b) 当該国民が当該業務活動に従事し、又は当該職務を遂行することを証明し、及び入国の目的を記述する文書

- (c) 関連する最低限度の教育上の要件を達成していることを証明する文書又はこれに代わる証明書
- (d) 当該国民が、チリの企業との間で、当該国民の職業に相当する地位で雇用されることをあらかじめ確認したことを証明する文書。この要件は、チリの企業との間の契約書又は当該国民とチリの雇用者との間の雇用に係る申出であつて、受諾されているものを提出することによって満たされる。

注釈 この2の規定の適用上、「専門家」とは、次の(a)及び(b)の要件を満たす専門的な職業に従事する

日本国の国民をいう。

- (a) 専門知識を理論的及び実務的に適用する職業であること。
- (b) 当該職業に就くために、少なくとも四年以上の学習を必要とする大学教育の学位又はこれに相当するものであつて、当該職業の分野に関するものを取得する必要があること。

附属書十四（第十二章関係） 政府調達

第一部 機関

第一節 日本国の機関

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書I付表1から3までの適用対象となる機関（次の機関を除く。）について適用する。

石油公団

北海道旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

四国旅客鉄道株式会社

九州旅客鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社

日本たばこ産業株式会社

日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

消防団員等公務災害補償等共済基金

第二節 千りの機関

第A款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

大統領府

内務省

内務次官官房

地方・行政開発次官官房

国家緊急災害対策庁（ONEMI）

国家麻薬管理審議会（CONACE）

選挙管理庁

外務省

外務次官官房

国際経済関係総局（DIRECON）

チリ南極研究所（INACH）

国境・境界局（DIFROL）

チリ国際協力庁（AGCI）

国防省

陸軍次官官房

海軍次官官房

空軍次官官房



軍警察次官官房

調査警察次官官房

国防省官房

民間航空総局

国家動員総局

国立政治・戦略研究所（ANPEP）

民間防衛総局

財務省

財務次官官房

予算局

国税庁（SII）

財務総局

税関庁

造幣局

政府調達局 (Chile Compra)

銀行・金融機関監督庁

証券・保険監督庁

賭博場監督庁

市民サービス局

大統領府

大統領府次官官房

国家環境委員会 (CONAMA)

高齢者庁

内閣官房

内閣官房次官官房

チリ国立スポーツ振興研究所

社会機関部 (DOS)

通信・文化庁 (SECC)

国家テレビ審議会

経済・開発・復興省

経済次官官房

漁業次官官房

外国投資委員会

消費者庁 (SERNACC)

経済監督庁

国立統計研究所 (INE)

漁業庁 (SERNAPESCA)

観光庁 (SERNATUR)

電気・燃料監督庁

国立規格研究所 (INN)

技術協力庁 (SERCOTEC)

経済開発公社 (CORFO)

鉱業・エネルギー省

鉱業次官官房

チリ原子力委員会 (CCHEN)

チリ銅委員会 (COCHILCO)

国家エネルギー委員会

地質・鉱業庁 (SERNA GEOMIN)

計画・協力省

計画・協力次官官房

先住民開発公社 (CONADI)

社会連帯・投資基金 (FOSIS)

国家障害者基金 (FONADIS)

国立青年研究所 (INJUV)

教育省

教育次官官房

国家科学技术調査委員会 (CONICYT)

図書館・公文書館・博物館局 (DIBAM)

国家教育扶助・奨学金評議会 (JUNAEB)

国家保育所評議会 (JUNJII)

国家文化・芸術審議会

司法省

司法次官官房

司法扶助公社

市民登録・身分証明庁

破産監督庁

法医学庁

未成年者庁 (SENAME)

矯正局

国選弁護士事務所

労働・社会福祉省

労働次官官房

社会福祉次官官房

労働局

動産担保融資総局

年金・標準化研究所 (INP)

研修・雇用庁 (SENCE)

年金基金監督庁

社会保障監督庁

公共事業省

公共事業次官官房

公共事業総局

水利総局

特区総局

空港局

建築局

港湾事業局

計画局

水利事業局

道路局

会計・資金総局

国立水利研究所

衛生サービス監督庁

運輸・通信省

運輸次官官房

通信次官官房

民間航空評議会

国家交通安全委員会 (CONASET)

保健省

保健次官官房

保健サービス供給センター (CENABAST)

国家保健基金 (FONASA)

公衆衛生研究所 (ISP)

保健監督庁



アリカ保健庁  
イキケ保健庁  
アントファガスタ保健庁  
アタカマ保健庁  
コキンボ保健庁  
バルパライソ・サンアントニオ保健庁  
ビーニャ・デル・マル・キジヨタ保健庁  
アコンカグア保健庁  
リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オヒギンス保健庁  
マウレ保健庁  
ニュブレ保健庁  
コンセプション保健庁  
タルカウアノ保健庁

ビオビオ保健庁

北アラウカニア保健庁

南アラウカニア保健庁

バルデイビア保健庁

オソルノ保健庁

ジャンキウエ・チロエ・パレナ保健庁

アイセン保健庁

マゼラン保健庁

首都圏東部保健庁

首都圏中央部保健庁

首都圏南部保健庁

首都圏北部保健庁

首都圏西部保健庁

首都圏南東部保健庁

首都圏環境保健庁（SEEMA）

住宅・都市計画省

住宅次官官房

サントエアゴ都市公園

地方住宅・都市計画庁

国有財産省

国有財産次官官房

農業省

農業次官官房

国家灌漑委員会（CNR）

森林公社（CONAF）

農牧開発庁（INDAP）

農業政策調査庁（ODEPA）

農牧庁（SAG）

天然資源情報センター（CIREN）

チリ森林研究所

農牧調査研究所（INIA）

女性問題庁

地域政府

第一州

アリカ県

パリナコタ県

イキケ県

第二州

アントファガスタ県

エル・ロア県

トコピーージャ県

第三州

チャニヤラル県

コピアポ県

ウアスコ県

第四州

エル・エルキ県

リマリ県

チョアパ県

第五州

ペトルカ県

バルパライソ県

サン・フェリペ・デ・アコンカグア県

ロス・アンデス県

キジヨタ県

サン・アントニオ県

イースター島県

#### 第六州

カチャポアル県

コルチャグア県

カルデナル・カロ県

#### 第七州

クリコ県

タルカ県

リナレス県

カウケネス県

第八州

ニュブレ県

ビオビオ県

コンセプション県

アラウコ県

第九州

マジエコ県

カウティン県

第十州

バルデイビア県

オソルノ県

ジャンキウエ県

チロエ県

パレナ県

第十一州

コイアイケ県

アイセン県

ヘネラル・カレーラ県

カピタン・プラット県

第十二州

ウルテイマ・エスペランサ県

マゼラン県

テイエラ・デル・フエゴ県

チリ南極県

首都圏州



チャカブコ県

コルデイジェラ県

マイポ県

タラガンテ県

メリピージャ県

サンティアゴ市

#### 第A款に関する注釈

1 これらの機関には、直属の下部機関である地域的及び小地域的な単位（ただし、産業的又は商業的性質を有していないものに限る。）を含む。

2 第十二章の規定は、航空会社に対し空港その他の航空機の発着終点施設を業として提供する機関であつて、民間航空総局の下にあるすべてのものを対象とする。

#### 第B款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

アリカ

イキケ

アルト・オスピシオ

ポソ・アルモンテ

ピカ

ウアラ

カマロネス

プトレ

ヘネラル・ラゴス

カミーニャ

コルチャネ

トコピージャ

アントファガスタ

メヒジヨネス

タルタル

カラマ

オジャグエ

マリア・エレナ

サン・ペドロ・デ・アタカマ

シエラ・ゴルダ

コピアポ

カルデラ

テイエラ・アマリージャ

チャニヤラル

デイエゴ・デ・アルマグロ

バジエナル

フレイリーナ

ウアスコ

アルト・デル・カルメン

ラ・セレナ

ラ・イゲーラ

ビクーニャ

パイウアノ

コキンボ

アンダコージョ

オバージエ

リオ・ウルタード

モンテ・パトリア

プニタキ

コンバルバラ

イジャペル

サラマンカ

ロス・ビロス

カネラ

バルパライソ

ビーニャ・デル・マル

キルプエ

ビジャ・アレマナ

カサブランカ

キンテロ

プチュンカビ

キジヨタ

ラ・カレーラ  
ラ・クルス  
イフエラス  
ノガレス  
リマチエ  
オルムエ  
イースター島  
サン・アントニオ  
サント・ドミンゴ  
カルタヘナ  
エル・タボ  
エル・キスコ  
アルガロボ

サン・フェリペ  
サンタ・マリア  
プタエンド  
カテム  
パンケウエ  
ジャイ・ジャイ  
ロス・アングレス  
サン・エステバン  
カジェ・ラルガ  
リンコナダ  
ラ・リグア  
カビルド  
ペトルカ

パプード

サパジャール

ファン・フェルナンデス

コン・コン

ブイン

カレラ・デ・タンゴ

コリーナ

クラカビ

エル・モンテ

イスラ・デ・マイポ

プダウエル

ラ・システルナ

ラス・コンデス



ラ・フロリダ  
ラ・グランハ  
ランパ  
コンチャリ  
ラ・レイナ  
マイプ  
エスタシオン・セントラル  
メリピージャ  
ニュニョア  
パイン  
ペニャフロール  
ピルケ  
プロビデンスシア

プエンテ・アルト

キリクーラ

キンタ・ノルマル

レンカ

サン・ベルナルド

サン・ホセ・デ・マイポ

サン・ミゲル

サンティアゴ

タラガンテ

テイル・テイル

アルウエ

サン・ペドロ

マリア・ピント

サン・ラモン  
ラ・ピンターナ  
マクル  
ペニャロレン  
ロ・プラド  
セロ・ナビア  
サン・ホアキン  
セリージョス  
エル・ボスケ  
レコレタ  
ビタクラ  
ロ・エスペホ  
ロ・バルネチエア

インデペンデンシア  
ペドロ・アギーレ・セルダ  
ウエチユラバ  
パドレ・ウルタード  
ランカグア  
マチヤリ  
グラネロス  
コデグア  
モスタサル  
ペウモ  
ラス・カブラス  
サン・ビセンテ  
ピチデグア

ドニウエ

コルタウコ

レンゴ

キンタ・デ・テイルココ

レキノア

オリバル

コインコ

マジョア

サン・フェルナンド

チンバロンゴ

ナンカグア

プラシージャ

サンタ・クルス

ロロル  
チェピカ  
プマンケ  
パレドネス  
パルミジャ  
リトウエチエ  
ピチレム  
マルチウエ  
ラ・エストレージャ  
ナビダ  
ペラリージョ  
クリコ  
ロメラル

テノ

ラウコ

リカンテン

ビチュケン

ウアラニエ

モリーナ

サグラダ・ファミリア

タルカ

サン・クレメンテ

ペラルコ

リオ・クラロ

ペンカウエ

マウレ

クレプト

コンステイトウシオン

エンペドラード

サン・ハビエル

リナレス

ジェルバス・ブエナス

コルブン

ロンガビ

パラル

レテイロ

チャンコ

カウケネス

ビジャ・アレグレ



ペジユウエ

サン・ラフアエル

チジャン

ピント

コイウエコ

ランキル

コエレム

キリウエ

ニンウエ

ポルテスエロ

トレウアコ

コブケクラ

ニケン

サン・ファビアン  
サン・ニコラス  
ブルネス  
サン・イグナシオ  
キジョン  
ユンガイ  
ペムコ  
エル・カルメン  
コンセプション  
ペンコ  
ウアルキ  
フロリダ  
トメ

タルカウアノ

コロネル

ロタ

サンタ・ファナ

レブ

ロス・アラモス

アラウコ

クラニラウエ

カニエテ

コントウルモ

テイルア

ロス・アンヘレス

サンタ・バルバラ

ラハ

キジエコ

ナシミエント

ネグレテ

ムルチエン

キラコ

ジュンベル

カブレロ

サン・ロセンド

アルト・ビオ・ビオ

トウカペル

アントウコ

チジャン・ビエホ

ウアルペン  
サン・ペドロ・デ・ラ・パス  
サン・カルロス  
チグアジャンテ  
アングオル  
プレ<sup>ン</sup>  
ロス・サウセス  
レナイコ  
コジプジ  
エルシージャ  
トライグエン  
ルマコ  
ビクトリア

クラカウティン

ロンキマイ

テムコ

チヨルチヨル

ビルクン

フレイレ

クンコ

ラウターロ

ペルケンコ

ガルバリノ

ヌエバ・インペリアル

カラウエ

サアベドラ

ピトルフケン

ゴルベア

トルテン

ロンコチエ

ビジャリカ

プコン

メリペウコ

クラレウエ

テオドロ・シユミット

パドレ・デ・ラス・カサス

バルデイビア

コラル

マリキナ

マファイル

ランコ

ロス・ラゴス

フトローノ

パンギプジ

ラ・ウニオン

パイジャコ

リオ・ブエノ

ラゴ・ランコ

オソルノ

プジェウエ

サン・パブロ

プエルト・オクタイ



リオ・ネグロ

プランケ

プエルト・モン

カルブコ

プエルト・バラス

ジャンキウエ

フレシア

フルテイジャル

マウジン

ロス・ムエルモス

アネク

ケムチ

ダルカウエ

カストロ  
チヨンチ  
ケイレン  
ケジョン  
プケルドン  
キンチャオ  
クラコ・デ・ベレス  
チャイテン  
パレナ  
フタレウフ  
サン・ファン・デ・ラ・コスタ  
コチャモ  
ウアライウエ

アイセン  
シスネス  
コイアイケ  
チレ・チコ  
コクラネ  
ラゴ・ベルデ  
グアイテカス  
リオ・イバニエス  
オヒギンス  
トルテル  
プンタ・アレナス  
プエルト・ナタレス  
ポルベニール

トレス・デル・パイン

リオ・ベルデ

ラグーナ・ブランカ

サン・グレゴリオ

プリマベラ

ティマウケル

ナバリノ

カボ・デ・オルノス

### 第C款

第十二章の規定は、次の機関について適用する。

アリカ港湾公社

イキケ港湾公社

アントファガスタ港湾公社

コキンボ港湾公社

バルパライソ港湾公社

サン・アントニオ港湾公社

サン・ビセンテ・タルカウアノ港湾公社

プエルト・モン港湾公社

チャカブコ港湾公社

南部港湾公社

## 第二部 物品

### 第一節 日本国の調達に係る物品

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書Ⅰの適用対象となる物品について適用する。

### 第二節 チリの調達に係る物品

第十二章の規定は、すべての物品について適用する。

### 第三部 サービス

#### 第一節 日本国の調達に係るサービス

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書I付表4の適用対象となるサービスについて適用する。

#### 第二節 チリの調達に係るサービス

第十二章の規定は、すべてのサービス（第二百二十八条(e)に定義する金融サービスを除く。）について適用する。

### 第四部 建設サービス

#### 第一節 日本国の調達に係る建設サービス

第十二章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書I付表5の適用対象となる建設サービスについて適用する。

#### 第二節 チリの調達に係る建設サービス

第十二章の規定は、すべての建設サービスについて適用する。

## 第二節に関する注釈

第十二章の規定は、イースター島に供給するための建設サービスについては、適用しない。

### 第五部 基準額

#### 第一節 日本国について適用される基準額

第一部第一節に掲げる機関による調達についての基準額は、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書 I に定める基準額とする。ただし、当該第一部第一節に掲げる機関（世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定の日本国の附属書 I 付表 2 の適用対象となる機関を除く。）が、物品及びサービス（建設サービス、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）を調達する場合の基準額は、十万特別引出権とする。

#### 第一節に関する注釈

日本国は、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき、基準額を円建てに換算する。円建てに換算された基準額の価額は、現在の年の四月一日に開始し、その翌々年の三月三十一日に終了する二年間有効なものとする。ただし、二千四年一

月一日に開始し、二千五年十二月三十一日に終了する二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき円建てに換算された基準額の価額は、この協定の効力発生の日から二千八年三月三十一日まで有効なものとする。

## 第二節 チリについて適用される基準額

- 1 第一部第二節第A款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。
  - 第二部において特定する物品については、十万特別引出権
  - 第三部において特定するサービスについては、十万特別引出権
  - 第四部において特定する建設サービスについては、五百万特別引出権
- 2 第一部第二節第B款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。
  - 第二部において特定する物品については、二十万特別引出権
  - 第三部において特定するサービスについては、二十万特別引出権
  - 第四部において特定する建設サービスについては、一千万特別引出権
- 3 第一部第二節第C款において特定する機関に関しては、次のとおりとする。



第二部において特定する物品については、三十万特別引出権

第三部において特定するサービスについては、三十万特別引出権

第四部において特定する建設サービスについては、一千万特別引出権

#### 第二節に関する注釈

チリは、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対するチリ・ペソの価額の平均値に基づき、基準額をチリ・ペソ建てに換算する。チリ・ペソ建てに換算された基準額の価額は、現在の年の四月一日に開始し、その翌々年の三月三十一日に終了する二年間有効なものとする。ただし、二千四年一月一日に開始し、二千五年十二月三十一日に終了する二年間の特別引出権に対するチリ・ペソの価額の平均値に基づきチリ・ペソ建てに換算された基準額の価額は、この協定の効力発生の日から二千八年三月三十一日まで有効なものとする。

#### 第六部 チリに関する一般的注釈

第十二章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a) チリ又はその公的企業が供与するあらゆる形態の援助（贈与、借款、出資、財政による奨励、補助

金、保証、協力のための合意、いかなる者、地域政府又は地方政府に対する政府による物品及びサービスの提供並びに対外援助を直接の目的とする購入を含む。）

(b) 国際的な贈与、借款その他の援助を資金とする購入（ただし、当該援助が第十二章の規定に反する条  
件で提供される場合に限る。）

(c) チリの外交使節団による調達であつて、専らその運用及び管理のために行われるもの

## 第七部 出版物

### 第一節 日本国の出版物

官報

県報、市報又はこれらに相当するもの

### 第二節 チリの出版物

官報

[www.chilecompra.cl](http://www.chilecompra.cl)

[www.mop.cl](http://www.mop.cl)（建設サービス）

附属書十五（第十三章関係） ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

- 1 日本国については、日本国の法令により指定される蒸留酒の薩摩
- 2 チリについては、チリの法令により指定される蒸留酒のチリ産ピスコ